

平成24年第4回三笠市議会定例会

平成24年12月13日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 4番 猿田重夫氏
 - 6番 谷内純哉氏
 - 3 会期の決定
平成24年12月13日 9日間
平成24年12月21日
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - 5 議事
 - 6 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 例月出納検査報告について（監報第4号） |
| 日程第 6 | 報告第23号及び報告第24号について |
| 日程第 7 | 認定第1号から認定第8号までについて |
| 日程第 8 | 報告第25号 訴え提起前の和解の専決処分について |
| 日程第 9 | 報告第26号及び報告第27号について |
| 日程第10 | 議案第53号から議案第61号までについて |
| 日程第11 | 議案第62号及び議案第63号について |
| 日程第12 | 議案第64号 三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について |
| 日程第13 | 議案第65号から議案第70号までについて |
| 日程第14 | 議案第71号 三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任について |
| 日程第15 | 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について |
-

○出席議員(9名)

議長	1番	谷津邦夫氏	副議長	3番	齊藤且氏
	4番	猿田重夫氏		5番	扇谷知巳氏
	6番	谷内純哉氏		7番	丸山修一氏
	8番	儀惣淳一氏		9番	武田悌一氏
	10番	高橋守氏			

○欠席議員(1名)

2番 澤田益治氏

○説明員

市長	小林和男氏	副市長	西城賢策氏
総務福祉部長	松本哲宜氏	総務課長	右田敏氏
財務課長	中原保氏	納税課長	米田廣文氏
市民生活課長	須河恵介氏	福祉事務所長	阿部弘之氏
保健福祉課長	三百苺宏之氏	企画経済部長	中沢敏男氏
企画振興課長	小田弘幸氏	政策推進主幹	阿部文靖氏
定住促進主幹	濱田圭一氏	農林課長	森寛氏
商工観光課長	猿田智樹氏	建設管理課長	鈴木英夫氏
建設課長	三宅博文氏	水道課長	千葉俊行氏
会計課長	田中哲也氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏	教育委員長	折笠真仁氏
教育長	北山一幸氏	学校教育課長	高森裕司氏
社会教育課長	松浦基晴氏	博物館長	中村正法氏
高等学校事務長兼 事務係長事務取扱	堀籠秀樹氏	病院事務局長	澤上弘一氏
病院総務管理課長	金子満氏	医事課長	礪瀬孝氏
消防長	永田徹氏	消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏
生活安全センター長	阿部英雄氏	消防課長	木村幸雄氏

○出席事務局職員

議会事務局長	清水光一氏	議会係長	坂保徳氏
主任主事	岡守夫氏		

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成24年第4回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、4番猿田議員及び6番谷内議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
今定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
会期は、9日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の3 諸般報告に入ります。
初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みといたします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 報告第1号市長の行動報告について申し上げます。

一つは、幾春別川総合開発促進期成会、構成団体でありますのは三笠市、それから岩見沢市並びに水道企業団、この3団体で、そこに記載されておりますように、まず10月12日には北海道議会のほう、それから北海道知事、それから開発局、それから開発建設部等に行きまして、一日も早い再開をお願いしてきたところでございます。

続きまして、同じく16日には国土交通省、北海道局長をはじめ、水管理・国土保全局長、それから国土交通省の大臣、政務官、審議官、それから北海道選出国會議員等につきまして要請活動を行ってまいりました。いずれの関係者につきましても、一刻も早く再開できるように努力していきたい、このような答弁でありましたが、特に私のほうからは三笠の新桂沢ダム、それからぼんべつの穴あきダム、特にこの10月に入ってから非常に、御承知のように9月9日から21日までの4日間で約240ミリを超える大雨が降ったということで、当日は桂沢ダムのほうは放水しなかったのですけれども、ぼんべつのほうから流れてきた水によって3カ所で被害が生じたこと、特に、唐松1丁目につきましては二十数戸が床下浸水並びに一部床上浸水等もございまして、そういった実態も含めてお願いしてきたところでございます。もし、ぼんべつダムができておれば、こういった水害の被害を食いとめることができたということにつきまして強く申し入れ、これは政府の責任であるというふうに強く申し上げてきたところでございます。

それから、続きまして10月30日、これは石狩川治水促進期成会というのがございまして、会長さんは滝川市長になっております。この団体と幾春別川総合開発事業とが一緒になって再度10月30日、それから11月15日、16日と、そこに記載されている内容等のところに要請活動してきたところであります。

続きまして、報告第2号平成24年度の三笠市の功労賞の授与につきましては、11月3日、文化の日に市民会館で、そこに記載されております3名の方々の表彰を行ったところでございます。

次、報告第3号人事発令につきましては、総務福祉部長であります北山氏の退職に伴いまして、その後任についての人事異動を行ったところでございます。

続いて、報告第4号工事契約、市工事についてですが、そこにも記載されておりますよ

うに、凍上道路整備事業ほか5件について、そこに記載された内容で行ったところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。
報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第2号同じく総務福祉部関係について。
（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第3号同じく総務福祉部関係について。
（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第4号企画経済部関係について。
（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、武田議員ほか2人からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

9番武田議員、登壇願います。

（9番武田悌一氏 登壇）

◎9番（武田悌一氏） 平成24年第4回定例会に当たり、通告に基づきまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず最初に、市立三笠高等学校について質問をさせていただきたいと思っております。

三笠高校の宿舎である幾心寮についてであります。この寄宿舍については、当初予定していた美園町の雇用促進住宅から幾春別にある旧斎藤医院に変更になると報告されたのは、平成23年2月に開催されたまちづくり活性化調査特別委員会の中でありました。その時点においても、なぜ斎藤医院なのか、場所については再検討できないのかなど、多くの議員より質問が出ていたと記憶しておりますが、結果としては、時間的な余裕もない中、現存している施設を改修することにより、財政上市民に迷惑をかけない範囲で学校開設のための準備を行うことで進んでいるので御理解をいただきたいという答弁で、翌3月には寄宿舍の改修整備として3,900万円の予算計上がされ、現在に至っております。

6月議会のときにも質問させていただきましたが、やはり何分初めてのことであります。気がついたことから少しずつよいものに変えていかなければならないということとい

うのは、まだまだたくさんあるのではないかと思いますのであります。

マスコミ報道をはじめ、多くの市民の方も三笠高校の生徒たちのことを気にしております。テレビや新聞などで頑張っている姿を見て応援してくれる方がいる、その一方で、あれだけ忙しくて大丈夫なのかとか、もう少し静かな環境の中で見守ってあげられないのと心配してくれる人がいる。まだスタートしてから半年ほどですが、本当に注目されているのだと感じるときがあります。

ただ、その中で最近よく耳にすることがあるのですが、それは高校生の男女が常に一緒にいて大丈夫かという心配の声であります。私は、過剰に心配するのはどうなのかなとも思いますが、市民の方にとっては、せっかくよいスタートを切った三笠高校にとって、ここで問題は起こしてほしくないという思いがあるのだと思うのであります。

9月1日に行われた学校説明会では、昨年の250名を上回る278名が参加しておりますし、学校数で見ても昨年より34校の増、学校所在地別で見ても全道各地から参加しておりますので、来年度についても入寮者数は相当数あるのではないかと考えられます。ですから、私は、この幾心寮については、ある程度2年生までで満寮となる可能性が高いのではないかと思いますのであります。

そこで質問させていただきますが、今定例会において、寮建設に係る設計費についての予算計上が提出されるようではありますが、平成23年第1回定例会時の寄宿舎についての質問において、当時の教育次長の答弁の中で、将来的に寮生がふえれば、まだスペース的に余剰もあるので部屋をふやすことは可能である、そこについては入寮の推移を見ながらそのときに判断するとありましたが、寮建設の考え方も含め、寄宿舎の考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、10月の人事異動において、高校事務室の職員が1名減少となっているわけですが、今回の寄宿舎の問題をはじめ、生徒の確保や管理、将来的なレストランのことより何より一番大切なことは、今いる生徒たちの卒業後の進路問題など、多岐にわたりやらなくてはならないことがたくさんあると思うのであります。10月27日には、初めての学校祭も行われました。まだまだ高校運営については、手探りの状況が続くのだと思われれます。私としましては、万全の事務室体制で臨んでいただきたいと思っておりますので、この辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

次の質問であります。人が安心して暮らせるまちについての考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

先月、唐松地区にあった食料品店が閉店しております。自家用車を所有している方であれば市内まで来ることは簡単であります。そのような手段ができない方にとっては、交通費をかけてまちまで出てこないといけません。また、すぐに買い物ができるわけでもありません。公共交通機関であるバスは、1時間に2本しか走っていない状況であります。

10月末現在における唐松地区の人口統計では、総人口が798名であり、そのうち65歳以上の方は379名おり、144人の方はひとりで生活をしております。高齢者が多

く住んでいる地域において、地域から商店がなくなった今、地域住民にとっては日常生活を送る上においても大変厳しい状況ではないのかと思うのであります。また、このような人口であれば、新たに商売を始めるといふ方があらわれるという可能性も低いのではないかと考えられるのであります。

先月末に胆振地方で発生した大規模停電を例にとりますと、そのとき人々が一番先に買求めたのが乾電池や食料品などだそうです。いざ災害が発生したときに、地域にこのような商店がなければ、やはり大変なことだと思うのであります。

また、以前、災害時における対応について通告質問が出ていたと思うのでありますが、当時の答弁としては、三笠市の場合はイオンやコカ・コーラなどをお願いしており、支援体制は整っている、それにプラスして地域の商店があるから大丈夫であるということであったと認識しております。現在、商工業者に対しては、やる気応援等の支援策がありますが、高齢化や人口減が進んでいる地域においては、商工振興策での対応だけでは、地域の人々が安心して暮らせるまちというものを維持していくことについては、難しい段階に来ているのではないかと考えるのであります。

将来的にはまちの集約化、コンパクト化を進めていかななくてはならないとは思いますが、住みなれた家や地域にも愛着があり、そう簡単に離れられないと思えますし、また、持ち家がある方については、手放すことも大変であると思われますので、これらのことが無事整理され、集約化がされるまでにはかなりの時間を費やすこととなります。しかしながら、現実には、今、地域で生活を送っているわけでありますから、少しでも日常生活での不便さについては解消していく方法を考えなくてはならないと思えますし、何か手だてをしていかななくては地域の人口はますます減少していくのだと思うのであります。

そこでであります、これからは地域住民が安心して日常生活ができるよう住民福祉の立場から、地域にある小売店のあり方について考えていかなければいけないのではないかと考えるのであります。

そこで質問であります、買い物不便地域における行政の考え方についてお聞かせいただきたいと思えます。

最後の質問であります。道の駅におけるケータリングカーでの出店に対する考え方についてお聞かせいただきたいと思えます。

市内で飲食店を営んでいる方がケータリングカーでの出店を開始したことにより、現在、道の駅での出店企業は3社となりました。また、ことしについては、私が知る限りにおいて、そのほかにも市外から2社の出店がありましたし、PRイベントとして農業団体等の利用もあったと認識しております。

そこで、以前にも質問させていただきましたが、駐車場における小さな接触事故などいまだにあるわけであります。多くの方が利用する道の駅の駐車場における安全性の確保を保ちながら、いかにしてまちのPR拠点としての活用を図っていけるのか、そしてその中から、経済的な効果を生んでいけるのかについて考えていかなければいけないのではな

いかと私は思っております。

道の駅の駐車場を利用する場合は、当然その使用料を払うのであります。現在、月の使用料については、その使用面積や日数などにおいて決定されていると思いますが、およそ車1台分においては一月1万円ほどであります。そのほかに電気の使用料金などが加算されております。

そこでであります、先ほどお話ししましたように、現在3台のケータリングカーが駐車場を活用しているのですが、イベント用とされている駐車スペースではそろそろ台数的にはいっぱいではないのでしょうか。

また、当初は想定していないほどの電気の利用が発生したのだらうと思いますが、現在電気のメーターがついている電源は1カ所しかありませんし、その容量にも限度があるため容量オーバーとならないように制限があると聞いております。使用料金を徴収しているわけですから、やはりその辺については考えていかななくてはならないのかなと思っております。

さらに、ケータリングカーについて少しお話をすれば、このケータリングカーについては、初期投資が少ないという理由もあり、年間300件ほどの新規開業があるわけですが、そのうちの約3分の2の方は、販売場所の確保が難しいという理由で廃業に追い込まれているわけであります。

そこで、私としましては、現在、国道12号線と駐車場との間にある芝生の場所を活用できないかと思うのであります。この場所を活用することによって、さらに多くの利用が見込めれば税収の増加にもつながると思われるのであります。また、道の駅全体の活性化にもつながると考えられますので、駐車場におけるケータリングカーの出店についての考え方をお聞かせいただき、これを最後の質問とさせていただき、以上、壇上での質問を終了させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 事務長。

◎高等学校事務長（堀籠秀樹氏） 私のほうから、市立三笠高等学校についての寄宿舎の考え方について御答弁申し上げます。

三笠高校の幾心寮におきましては、開校当初入学されました40名の生徒のうち、32名が入寮されております。また、季節的に4名の生徒さんが新規に入寮されまして、現在合わせて36名が入寮されているところでございます。

また、来年度の入学者数につきましては、現在行っております募集活動の状況から、引き続き40名の入学が見込めるものと考えてございます。このまま定員を100%継続して満たした状態で推移いたしますと、3学年がそろいます平成26年度には、現行の幾心寮の定員が80名でございますが、この定員を超える入寮が見込まれることから、現在、寄宿舎の整備について検討中でございます。

整備の方法の検討の中では、先ほど議員おっしゃられましたとおり、これまでまちづくり調査特別委員会等での御議論も踏まえながら、今の幾心寮の位置での増築などについて

検討してまいりましたが、入寮する見込みの数が相当定員を大幅に上回る数になると予想されますことから、現行の場所では増築が難しいというふうに判断をさせていただきまして、また、生徒の利便性ですとか、保護者の寄宿舎生活に対する意向など、総合的に判断いたしまして、現在、男女に分けた形での寄宿舎の整備ということで考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 私のほうから、高校事務室の職員定数の関係についてお話しさせていただきたいと思えます。

職員定数につきましては、事務長、事務係長、事務員という3名体制ということになっております。ただ、議員おっしゃるとおり10月4日の人事異動で急遽1名減となりまして、今は2名体制という形になってございます。今後のことを踏まえますと、当然これから子供たちもふえてくる、生徒たちもふえてくるということも含めて、事務室の職員体制についてはやっぱり定員どおり3名が望ましいというふうに考えております。したがって、これから次年度に向けて職員定数を確保するために、市全体の定数調整を図りながら、何とか補充すべく検討してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 私のほうから、買い物関係と道の駅のケータリングカーの関係についてお話をさせていただきます。

まず最初に、市内の商店の関係と市の取り組みということでちょっとお話をさせていただきますと、市内の商店につきましては、人口が減少しているということがございまして、経営の縮小ですとか閉店が相次ぎ、空き地、空き店舗が増加しておりまして、一部地域におきましては買い物に不便を来しているというところで、市民の生活に影響が出ていかなというふうに考えております。このことから、平成22年度になりますけれども、買い物不便と思われる地域に対して、どのように買い物を行っているのか、また、望まれる買い物の手段は何なのかというようなことをアンケートとして実施したというところでございます。その中で買い物の現状と課題の把握をしたというところでございます。

結果としまして、望まれる買い物の手段として最も多かったのは、やはり歩いていける範囲に商店があるということがまず第一で、次に移動販売車等での買い物と、この二つが非常に要望としては高かったということがございました。この結果を踏まえて、行政といたしましては、新たな店舗の開設ですとか移動販売車など、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、事業者を支援いたします三笠市やる気応援補助金、これを創設しまして、現在、商工会とも連携を図りながら取り組みを進めているという状況でございます。

次に、道の駅のケータリングカーの関係でございまして、現在イベント広場の使われている関係ということなのですけれども、もともとこのイベント広場につきましては、トイ

レの新築の際に古いトイレ、これを解体した跡地、ここをイベント広場兼駐車場という形で整備をしてきたものでございます。この広場につきましては、三笠のPRまた経済の活性化ということを目的といたしまして、申請があれば使用するのを認めているというものでございます。今後、このイベント広場の利用者がふえてきた場合につきましては、現在、限られたスペースということがございますので、市内業者を優先に、結果的には抽選などによって使用者を決めていきたいというふうに考えております。

また、2点目の電気のメーターのお話ございましたけれども、イベント広場、イベント時でも電源を使うものですから、現在4個のコンセントで、先ほど議員のほうからメーター1個というお話あったのですけれども、まだこの4個のコンセントに対して二つの電気メーターが実はついております。これらを管理していて、例えばメーター器が2社にまたがって合計で数字が出てくるというか、一緒に使っているという場合につきましては、過去の実績等、これに基づきまして電気の使用料を徴収しているということでございまして、もし利用者間で何か支障等があれば、出店者の方と今後協議をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、道の駅の駐車場と国道12号の間の緑地の活用ということでお話がございました。この道の駅の駐車場と国道12号の間、これ緑地部分ということになっておりまして、国道の管理敷地でございます。国道といたしましては、夏場は緩衝緑地帯ということで管理しておりまして、冬場につきましては道路除雪の堆雪スペースというふうな活用になってございます。

このことから、例えば市がその土地を借りても、またこれを例えば第三者に貸すと又貸しという形になるものですから、これらは認められないということがございまして、現状としましては、この緑地のスペースについてはちょっと使用できないような状況ということでございます。ただ、今後、移動販売車等がふえまして、イベント広場でも対応できないということが想定されますけれども、そのときには出店希望者の方と道の駅駐車場に支障のない場所で活用できるところがあるかどうか、そこを協議させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） それでは、再度もう少し質問させていただきたいと思いますが、それで最初に、高校の事務室の職員体制、本当に懸念していたので、私ども議員には人事権ありませんけれども、できたらやっぱりもとに戻していただきたいなということでありましたので、そこはよろしくお願ひしたいなということでいいのですけれども、それで寮の考え方ということで、先ほど今、男女別で考えているという話は聞かせていただきました。これ、場所についても今の幾心寮の場所という考え方でいいのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 三笠高校事務長。

◎高等学校事務長（堀籠秀樹氏） 現在、検討している場所につきましては、校舎のほうに隣接いたしました学校のグラウンド側の教職員住宅跡地に建設をするということで考えておまして、男女別ということで、新たに建てる寄宿舎のほうに女子寮を持っていきたいということで考えてございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 三笠で考えているということでもいいのかなと思います。実際のところ、やはり男女は分けるべきだと私も思っていますし、逆に幾春別地区で寮を新たに建ててしまった場合、それを今後維持どうしていくのかなと考えたときに、やはり私もまちなかで建設したほうが一番ベターなのではないかなと思っております。実は、物を建ててしまうだけで済みませんから、将来的には建てた以上しっかり管理して、その後使われなくなるまでというのは、本当には建設費用というのは25%程度にしかすぎないということです。そういう意味においては、やはり幾春別で投資するよりは三笠市内で建物を建てたほうが、今後、三笠高校の寮がどうなっていくかということとはわかりませんが、寮以外としても将来的には三笠市内のほうが使い道がたくさんあるのだろう、そういう意味においては、市内、学校敷地内に建てるという分については、非常に納得できる場所です。

そこでですけれども、これとりあえず先ほどの話ですと男女別にするという考え方だったのですけれども、まず三笠に建設をしたいのだとなった場合、やはり幾心寮を幾春別につくっていくよというふうな話が出たときに、やはり地域の住民の方の理解があってからだと思うのです。地域の住民の方が快く引き受けてくれたという事情もあるものですから、今後これ寮を三笠の市内のほうになると、やはり幾春別地域の方々に対しての親切丁寧などうか、納得してもらえる説明をまずしていかなければ、これが先決なのだろうと。これをしっかりしないと、またごたごたともめるのもどうなのかなと思うのですけれども、この寮を建設するに当たって、幾春別地区のほうへの説明については、どのように考えているかお聞かせいただけますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（北山一幸氏） 三笠高校につきましては、いろいろと御心配いただきまして、大変ありがとうございます。また市民の方にも、いろんな意味で心配やそういうことをしていただきまして、本当に幸せだなというふうに感じております。

そこで、今、御質問にございました地区への対応ということでございますが、私どもこの計画を進めるに当たりまして、地区のほうにも入らせていただきました。地区の方とその辺についての御相談もさせていただいたのですが、地区のほうとすれば、正直言って子供さんたちがかわいいということで、できるだけ多くこの地域にいてほしいというのが実態でございました。ただ、地域のほうも、これから先はやはり子供さんのことを一番に考えて進めていただきたいというお言葉をいただきまして、今、事務長のほうからお話しさせていただいた経過をお話しさせていただいたということになってございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） やはりそこが一番最初にネックになって整理していかなければいけないかなと思いますので、そここのところの説明だけは丁寧にしていただきたいなというお願いをしておきたいと思います。

そこで、新しくその寄宿舍を市内にということでありますけれども、そこで平成23年の第1回定例議会の中で、当初もやはり敷地内に建てるのがベターだという話が出ていたと思います。また、市長のほうからも財政的な懸念があるからということもあって幾春別に行ったのだというのは重々理解しております。

本当に思い起こしますと、高校の問題については、すごいかんかんがくがく議論があったということは十分理解しておりますので、当初少ない予算の中、3,900万円で済ませてくださいという理解は非常にしております。そういう意味で、今回私がこうやって通告させていただいているのは、本当に高校問題、いい方向に転がったからこういう問題が出てきたのだなというふうに認識しておりますけれども、そこで前回のときも、結局のところは先ほど壇上でも話ししましたけれども、2月のまちづくり活性化調査特別委員会の中で報告があって、3月には決定せざるを得なかったと。本当に時間が足りなかったと思うのですよ。そういう意味で、寮建設、今後の話し合いの中では、やっぱりある程度しっかり、うちら議員も議論をできる時間も欲しいと思いますので、なるべくこういうことも早目早目に行動を、手を打っていただきたい。そして、なるべく議会とも真剣な議論を交わして、よりよいものをつくっていただきたいという思いであるのですけれども。

そこで、最終的にこの寮を建てるという中で、当時、去年の議会の中で、市長が新築するには7億円から8億円かかるという予算の話が出ておりました。その意味で、私は当時からそうなのですけれども、別に行政が建てなくてもいいのではないのかなという考えがあります。この建て方についてでありますけれども、民間の活力を使ったらどうか。いろいろな方法があると思います。PFI、指定管理、いろいろ想定できると思うのですけれども、その辺の考え方あれば、話をして引き受けてくれる企業があるかという問題も当然出てくるのですけれども、考え方の中としては、やはり行政でやらなくてもいいのではないかなという私の思いありますので、その辺ちょっと何か答弁いただければと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（北山一幸氏） 貴重な御意見ありがとうございます。

現在、本提案、議案で出させていただいてございます。今の議員からの御質問のとおり、そういう考え方もあるというふうに認識いたしてございまして、実は現在、市内における業者さんに御相談させていただいている部分もございます。これについてはまだ結論出てございませんが、これらの状況等々も踏まえまして、ある一定の時期が来ましたら、また改めて御相談申し上げたいなというふうに考えてございます。ですから、今、それら

も含めて十分検討させていただければありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 今そういう答えでありましたので、それは企業のほうで引き受けていただけるのなら本当にありがたいなと思います。ぜひうまくいくように努力していただきたいなと思いますし、もしそういうふうな話が今後進めば、多分、今回提案予定の設計予算費2,280万円、これは執行しないで済むという、ここまで含めて可能性はあるのですよね、とりあえず。これは質問してはいけないのかな。考え方的に多分、でも、ここまで含めて僕は考えられるのかなと。どうせ民間でやっていただけるのだったら、本当に行政としてはお金の持ち出し少なくできる方法があると思いますので、本当ここは頑張ってくださいなと思いますけれども、答え出せるのなら済みませんけれども。

◎議長（谷津邦夫氏） 事前調査にならない程度に。副市長。

◎副市長（西城賢策氏） 私どものほうからも民間でやれないかと、つまり行政でやると、どうしても設計費というのは、建築費もそうですけれども、非常に高いのですよ。極論すれば、先日新聞に出ていたのを見たら、行政でやったら下手したら5倍かかるみたいなことを書いてあった事例もありました。私としては、この話が出てから当初から高いと、民間で何とかお願いできるところがないかという話をさせていただいた経緯があります。教育委員会のほうでも、それを一生懸命取り組んでくれているということでございます。それはもちろん教育委員会だけではなくて、私どものほうも含めて一緒に取り組んでいる中味です。

お話の途中でPFI等がありましたけれども、PFIの場合は、現在の建築費にさらにいわゆる危険負担、リスクの部分を中心に上乗せして事業をやっていくという関係上、しかもその建物を多面的に利用するという考え方ですから、基本的に言って私どものようなまちの場合はなかなか成り立たないのですよ。だから、やるとすれば、民間独自でお願いをして、そこに積極的に入れていくと。基本的に民間側で言えば、間違いなく需要はあるわけです。だから、こんなはっきりしたいいい仕事は、少なくとも倍率がある限りは大丈夫なのですね。だから、そういう面も含めて積極的に取り組むべきだというふうに指導させてもらって、そういう動きを教育委員会が一生懸命してくれているという状況だということです。

私どもとしてはそうなのですが、もう一つ別にあります。つまり、民間がやっていただけるという場合は、やはりそこに助成を考えなければならないというふうに思っています。これは今、可能であれば発展基金のほうからお金を何とか引き出させてもらうということを、これは基金のほうと相談しなければなりませんけれども、そういうことはあり得るのかなと。私どもの規定でも一定のものを助成できる形になっておりますので、そんなことも含めてやれば、逆に行政負担がぐっと下がるということになりますので、現在そんなことを考えてできないかと、御提案のようなお話でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 今、副市長からお答えをいただいたので、本当は今の話でいくと本当は僕は正直言って助成も出していただきたいと。確実に、市内の企業にとっても活性化になりますので、ぜひとも頑張ってくださいなということを一言つけ加えて、高校問題については、以上で質問を終了させていただきたい。

次に、買い物不便地区のほうの質問を再度させていただきたいと思いますけれども、それでアンケート等を実施して、ある程度結果としては歩いていける範囲に店が欲しいのだという地域の要望というのはあったのだと思います。そして、私も商人ですけれども、やる気応援等の事業というのができまして、本当にやる気のある事業者さんにとっては大変ありがたいなという状況だと思います。

それで、ただ、先ほども話しましたがけれども、人口が減ってきている、そしてまた、地域の商店どうなっているのだと、衰退していつているという状況を考えて、本当に商売としては、多分あの地域では成り立たないのではないのかなというのが一番最初であります。

そこで、現状、市内の生鮮を取り扱う小売店、コンビニエンスさんは正直言ってある程度の売上げが必要です。多分普通の一般的な言い方ですと、年商9,000万円とかそれぐらいないと、コンビニエンスストアというのは維持できないという状況ですけれども、一般商店、市内、僕の知っている範囲、どれぐらい今売上げあるのかなと。コンビニエンスさんと私たちの知っている範囲の一般小売店を入れても、多分平均したら売上げというのは2,000万円から3,000万円程度しかないのが現実ではないのかなと。そのような中で、さらに後継者の人もいない、とりあえず今商売はやっているけれども売上げはどんどん減っていつている、年金を費やして商売を維持している、やめたいけれどもまだ借金があるからやめることもできない、そういう経営している方がかなり多いのではないかな。そういう中で、新たにやる気応援出しました、出てくださいと言っても、なかなか人もいなければお金もないということで、難しいのではないのかなというのが率直な思いなのです。

そこで、前回私質問したときは、商工振興策という意味で地域のお店屋さんはどうですかという話だったのですけれども、今もうそういうレベルではない、そこは大変ありがたいのです。ただ、住民福祉の立場からも、やはり地域の安心・安全を守る意味でも小売店は必要だと思っていますので、その辺について質問させていただいているのですけれども。

そこで現在、例えば今お店が、先ほどの例でいきますと唐松地区でなくなったと。唐松地区で商売を始めたいという場合、今やる気応援制度でいくと、空き地、空き店舗の活用で100万円という話がありますよね。そのほかに、起業化促進事業というのがあってあります。これ、たしか限度額250万円だと思うのですけれども、この起業化促進事業の対象というのが、中を見ると、市内において新たな事業または新たな事業でなくても市長

が特に市民の生活の利便性や福祉の向上に資すると認めた場合というのですね、補助。そう考えた場合、ここ、例えばこの起業化促進事業、唐松地区とか例えば幌内地区とか、お店を生鮮、今まであったところなくなったのですけれども対象になりますか、ちょっと答えていただけますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 今、起業化の促進助成ということで、私どもやはり、お店のない地域に何とか新たに开店してほしいという思いで、実はつくっているものでございます。ですから、例えば、唐松地域に今商店がないと、そこに新たに起業化を起こすのだということになれば、ぜひそういう制度は活用していただきたいというふうには考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） それでは、対象になるという解釈の仕方でいいのだと思いますが、そこでやはり今話したように、2分の1は自分で出さなければいけないのですよ。この2分の1を出せるかということなのです。そこまでどうなのだという話もあるのですけれども。

それで、実は先月ですけれども、コンビニエンスの本部が札幌にある企業の開発部の方と、僕、話ししてきました。実際に、唐松地区における人口統計、10月末現在、先ほど話ししましたように798人、1人世帯が241軒のうち144人が65歳以上です。年代別構成のグラフの表とかも見せまして、実際のところ、あなたのところでこういうのは企業として成り立つかどうかという話を聞いてきました。そうしますと、実は答えが、これ北海道の年間大体消費する金額というのが決まっていますのですけれども、それを当てはめて、地域の人が全てうちで、店をつくった場合利用してくれると想定して出してもいいですかという話をしてくれたのですけれども、ここで出てきた答えが年間売り上げ900万円だそうです。さらにここから、多分車に乗っている世帯ありますよね、という話なのですね。多分この辺のパーセンテージを掛ければ、購買力は600万円程度しか年間ないでしょうという話でありました。正直言って無理ですよと、こういう話ですよ。

こういう売り上げ予想、開発の専門家からされると本当に僕たちは厳しいなと思うのですけれども、一般商店、今実際に生鮮を取り扱う店で、仕入れも実は大変厳しい状況になっています。問屋さん関係もみんな地域から撤退して札幌までとかということになっていますから、仕入れのルートの確保も大変難しいと。そういう中で、生鮮をメインに扱うコンビニエンスさんというお話を持っていったという経緯があるのですけれども、その中で実は一番難しい原因は何かといたら初期投資だそうです。普通はお店をつくる場合、初期投資にかかった費用というのは5年ぐらいで回収します。ただ、この年齢構成でいたら5年では無理ですよ、5年の間にどんどん亡くなる方、人口減が進みますよね、そういう意味では無理ですと。普通に考えるのであれば、新たにやりたいと言うと、

コンビニエンスに加入するのであればロイヤルティー発生します、加盟料発生します、そうやって考えたら無理でしょうねと。

ただ、言われたのが一つ、可能性があればということで、ここの開発の方が考えてくれました。まだ北海道の自治体ではどこも取り組んでいることないでしょうし、業界でもないですと。ただ、この方に言わすと、現在チェーン店に加盟しているオーナーが週3日出店するという、仮店舗みたいな形で移動、物だけを現在加盟している方が持っていけば、新たな加盟料、ロイヤルティーは発生しませんので、週3日だったら1週間当たり4万円の利益を出せますという計算だそうです。毎日やったら赤字だそうですけれども。

そういうことについていけば、行政として場所だけ用意する、ある程度の売ってくれる場所、そしてある程度設備投資になる最低限冷蔵庫とかショーケースのような設備さえ用意すれば、受けてくれる可能性がないわけではないのですよね。そういう意味においては、やる気応援という立場以外に、やっぱり地域の住民のためという考えでいけば、そういうことは考えられるのかなと僕は思っているのですけれども、その辺について考え方があれば教えていただけますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 今、議員言われた中味で、例えば市のほうでそういうふうな販売する場所を設けてできないかということは、私どもの商工の内部でも実は議論してまいりました。

例えば唐松でいきますと、市民センターなりの活用も含めてできないか、ただ、これにつきましては、地域の理解をいただかなければということもありますし、それ以外にも例えば今使用していない施設がないかとか、その辺は十分に今可能かなというふうには考えております。ただ、設備関係につきましては、どこまで行政が支援できるか、このやる気応援の中でも、例えば新たな設備に対しての支援というのがございますので、できる限り市としてはやっていきたいなというふうな思いではおります。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 今、企画経済部長のほうからお話がありましたけれども、実はそれは非常にわかります。商工の担当所管という意味では、非常に理解できるのです。

私が言いたいのは、やっぱり地域における店舗、ライフラインなのですよ。いざというときの安心なのですよ。だから、先ほども少しお話ししましたがけれども、いざ災害があったときには、やはり地域にお店があるというのが最低限、水なり食料、乾電池、そういうのを市民の安心・安全を守っていく上でも僕は必要だと思うのです。

そこで、やはり、今、企画経済部長が話ししていただきましたけれども、私としてはできれば総務福祉部長のほうから住民福祉という立場で考えられる方法がないのかなと思うところ、この辺が連携して、うまく一つの答えを持っていけないかなと思うのですけれども、福祉部長も何かありますか、答弁いただければ。

◎議長（谷津邦夫氏） 副市長。

◎副市長（西城賢策氏） おっしゃられていることは非常に行政的にテーマですから、これはもうしっかりやらなければならないということで、常日ごろ商工のほうには、私のほうからも指示をしています。

基本的に言えばということですが、助成をするということは、私ども補助制度をつくったり何だりすることは、本当にある意味頭を絞って工夫すればできるわけですが、それが市民が納得するかということが一番大事なのだと思うのです。もちろん困っていると、安ければいいし、うまく投資できればいいしというようなことを、それを行政の手をかりてやれば一番いいのだというだけでは、それでは物は限りなく安ければいいわけです。何を見てもそういうことになるわけですね。どの業態を見てもそうなります。だから、基本的には、私どもがやろうとすることが地域の方々にとって最も説得力のある方法で、それを皆さんがそこまでなら理解しようと、市民として理解しようと、そこまでなら助けてやっていいのではないかといいように言っていたかいないと、どんな制度もできないということですが、基本的には一つとして。

もう一つは、やっぱり地域の方々の思いということだと思いますね。今、福祉的な観点とおっしゃったけれども、やっぱり地域の方々がどうしてもこれをやってくれと、我々本当にこうこうこういうことで困ると、だから何とか助けてくれというような思いが私どもに、本当に市長に向けて、ひしと伝わるというところなのだろうと。何となく困るので、そのうち行政が何とかしてくれるさというのでは、恐らく物は動かないと。だから、そういう動きも地域にも必要なのではないかなと。

唐松の地域に何か聞きますと、もとの生協のところを利用して、もう一回何か、そんな大々的にはないけれども、やっていらっしゃる方がおられるというふうに聞いておりますし、そういうことを考えれば、その方にとっても、その店舗が、いわゆる今、唐松の店舗がなくなったことが、ある意味ラッキー、チャンスと思っているかもしれないわけです。ですから、そういう方々に対する説得力も持たなければならないと。これは恐らく行政がやることではありません。地域の方々が何とかこうしてくれというものが、地域の大半が私どもに働きかけがあって、その上でやろうということになるでしょうから、そこら辺がどういうふうに地域でお考えかということは大い意義を持つかなと。何でも手を出せばいいということには、行政の場合はやっぱりならないと、そういうふうに思っております。

そこで、最後に言われないわゆる住民福祉という観点では、私どもやはり生鮮がないということは非常に問題だと。最近、きのうも私どもの中で議論させていただいているのですけれども、移動販売車もあれば、お届け便みたいなのもあれば、そのほかに幾つかの業態があって、商工会を中心にして御用聞き制度もつくっていただいて、頑張らせていただいているわけですが、やはりそういうものではどこかにきっと限度があると。リンゴ一つ買うにも、ただ電話かけてリンゴ下さいというのでは何届くかわからないと。昔のように、ぶつけてぶつけて黒くなっている、それでも食べる時代と今は全然違いますの

で、そういう意味では一定のやっぱり品質がなければならないということでしょうし、それがある意味長持ちしなければならないと、すぐぼけるものであれば。ですから、そういう意味も含めて、そこのところは行政として確保できると。住民福祉としては、私ども今、部長からもあるように、ある程度のことは考えられますけれども、やはり地域の思い、地域の方々の思いというのが一番大事だと思いますので、そんなものを含めて私どものほうにぜひ伝わるような工夫も必要なのかなと。

それから行政側としては、今、武田議員にも大変御苦勞いただいておりますけれども、私どもも何とかコンビニエンスという形でできないのかと。そのほうが唐松の場合、かなりお勤めの方が多いので、お帰りになった時間が結構遅いと。そうすると、コンビニなんかやるといいのではないのかというのと、もう一つは、前の店舗で、議員は大体今コンビニのほうに聞きますと900万円ぐらいの売り上げと、少なければ600万円ぐらいと。600万円ということになると、今現在までのあそこでは、住んでいる人も何も変わらない状態で、大体その10倍ぐらいの御商売をやっていたらということですが、私どもの情報では。ですから、それからすると、ちょっと何かコンビニエンスのほうは捉え方が低過ぎるのかなと思いましたが、その辺もまた御参考にしていただければと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 副市長の説明で、僕も説明足りなかったのですが、常に売り上げが足りない分を助成してくれ、補助してくれというのではないです。僕は本当に最初の部分だけやっていただければいいと思っていますし、あと将来的にやっぱりまちの集約化は進めていかなければいけない、そのためのある程度の期限を決めて何かを考える、手だてをするという考え方なものですから、そこだけ誤解のないようにしていただきたいのと、あとやはり今、聞いていた売り上げが違うと。多分前の、今なくなったお店屋さん、市内何か所かに納入している金額があるのですよね。その金額を私も聞いたときに、正直言ってちょっと少ないなとは思いました。ただ、出てくる方にとってはかなりシビアな計算をしていますので、これぐらいの発想じゃないと商売は成り立たないよということだそうです。そして実際、先ほど話した件でいきますと、ここのチェーン店は市内にもあるのですね、実は。だから、もしそうであれば考えてもいいよという答えはいただいていますので、今後何かいい妥協点があればいいかなと思います。

あと先ほど、移動販売車、お届け便の話もありました。ともに市外の企業であります。何ぼ私たちが利用しても市内の税金には変更ありませんし、ましてや一事業者ですから、それでも売り上げが見込めなかったら、やはり撤退していくのも自由だと思うのです。そういう思いもありますので、そこだけはちょっと頭に入れておいていただきたいなど。

この問題の最後に、実は先月末、道の集落対策に4段階表示ということで、来年度からは何かモデル地区出したいねというような記事が出ていたものですから、この辺、三笠市として何か情報が入っているのか、何か考えられているのか、ここだけちょっと聞かせて

いただけますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） ちょっとまだ詳細な情報等入っておりませんので、今後その辺は十分に研究していきたいと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 道のほうで指針案を出しまして、来年度からモデル事業を行いたいという記事なものですから、限界集落に対するやつなので。

（発言する声あり）

◎9番（武田悌一氏） そうですか。一応調べるだけ調べてみてください。買い物不便地区については……、もう時間ないですね。

最後ちょっとケータリングカーの話、私としてはやっぱり、そろそろあそこは場所が混んできたなど。本当に接触事故多いのですよ。やはり市内の飲食店の方が、新たに投資をして車をつくったと。そういう中で、メーターとかも調整して案分ですよとか、最終的には抽選にしますよとかという話になってきて、ちょっと不安だなという思いもあったのですが、やはり料金徴収しているものですから、できれば本当はメーターぐらいはつけていただきたいなど。しっかりしてあげたいと思います。実際つくったけれども、ワット数が足りないのでここは控えてくださいという話を聞いたものですから、その辺の変更というのは、すぐできるのではないかと思うのですけれども、ちょっとその辺だけ聞かせてもらえますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 確かに今、議員のほうからいろいろお話を聞きますと、いろいろ現場のほうでも何かうまくいかない部分があるようで、そんな大きな費用ではないというふうに私どもも認識しておりますので、できるだけ改修していきたいと考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） その部分について、せっかくそうやってやる気を出してやってくれていますから、車つくったわ、でも電気使えないから撤退しますと言われるのなら、これもちょっと寂しいかなと思いますので、そこだけはお願いしたいと思います。

あと、私が考えていた緑地、今現在ちょっと厳しいというお答えでしたので、正直私もよく草刈りを市の職員の方がやっているのを見ていて、いや開発さんのところを一生懸命市で、うちで管理してとは思っていたのです。ただ、理由が理由であるということでありますから、それはしょうがないなど。ただ、先ほども話ししましたように、やはり場所を利用していただければ、それも一つの目玉になって人も来ますし、場所代ということの収益にもつながるのですよね。やはり駐車場の安心・安全を事故ないように確保していきながら、もう少し広がりのある方法を考えていただければ、お願いしたいなということで、最後のこれを質問答えていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 副市長。

◎副市長（西城賢策氏） 議員と全く同じです、そこは。私どもの中でも議論した中では、基本的に私のほうから言わせていただきましたけれども、やっぱりにぎわいがあるということは人が立ち寄るという大きな要素になりますから。ただ、今、開発のほうで当たり前のことを当たり前のように言っているということは、この辺もう少し詰めをやってみて、それでも私どもの経験から言うと、私も道路管理を長くやっていたので、ちょっと難しさはあるかなと。あれは緩衝緑地であると同時に、やっぱり冬の堆雪スペースという形でとってあるので、ちょっと難しいかもしれないので、それであればむしろ私ども駐車場できるだけ大きく使っていただくという工夫をもうちょっと考えてみたほうがいいかなということで、思いは全く同じだという部分で、どう取り組むかということだけ今後よく頭を絞ってみますので、そんなことでよろしくお願いします。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、武田議員の質問を終わります。

次に、6番谷内議員、登壇願います。

（6番谷内純哉氏 登壇）

◎6番（谷内純哉氏） 平成24年第4回定例会に当たりまして、通告順に従い質問をさせていただきますので、御答弁をお願いいたします。

平成7年より行財政改革により、行政、市民の努力により現在32億円の備荒資金が積みまれているところであります。これからは、少しは投資も必要だと考えます。ただ、優先順位を決めて、何を優先的に進めていくかが問題になってくるのだと思います。

今年度より第8次三笠市総合計画がスタートして、8カ月がたちました。「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を念頭に、行政だけではなく市民挙げて目標に向かって、一生懸命取り組んでいかなければならないことだと思います。

また、10年後に人口9,000人との目標のため、いろいろな事業がスタートしました。今月1日付の広報で人口9,979人と1万人を切ってしまったことは、残念に思うところであります。しかし、三笠高校の40名の生徒、2年後には120名になる予定ですし、また、若者移住定住促進、子育て支援等により34世帯、91人の人が三笠に移住したことも承知していますし、今後も期待するところであります。

ことしの春開校した三笠高等学校も40名の生徒たちが、元気に目標に向かって日々学業に取り組み、地域との交流も自主的に参加しているとのことは新聞記事、テレビ、広報みかさ等で承知しているところであります。大変うれしく思います。そんな中、私も10月27日の学校祭を見学させていただきましたが、大勢の方に来ていただき、大変にぎやかな学校祭で、生徒たちがつくった料理もおいしくいただきました。とてもよい学校祭だったと思った次第であります。そういった生徒たちを三笠市民みんなで守ってあげていかなければならないと考えます。

そこで、質問いたします。現在、寮生32名は高校のバスで通学をしていますが、放課

後のクラブ活動後や休日の交通手段としてどうされているのか、現状をお聞かせください。

次に、三笠市老人福祉センターの運営と現状についてお聞かせください。

このことも平成7年からの行財政改革に伴い、多くの助成事業が見直されてきました。聞きますと、以前は利用者についてはバスでの送迎があり、施設利用も無料だったとお聞きました。現在、1日の利用に1人250円の負担をいただいているようです。冒頭に申し上げたように、少しは余裕のある財政になったと思っております。全額とは言いませんが、個人でバスを利用されて来られるとも聞きます。当時の利用者の人数等、18年がたち時代も違うかと思いますが、現状と今後の考えがあればお聞かせください。

次に、昨年12月議会で通告質問させていただいた火葬場についてであります。

このたびの9月9日からの雨、さらに12日の豪雨で1時間当たり49ミリという今までにない雨により、火葬場の上り坂が崩れました。また、10月末までの工期が11月23日まで延びました。いろいろ事情があったのですが、その間の火葬場を利用される方は岩見沢もしくは美唄の火葬場を利用されたと思いますが、三笠市の負担の状況とどう対応してこられたかをお聞かせください。

前回の答弁の中で、市としても過疎債の承認を受けるべく努力を今後もしていきたいとの答弁をいただきました。その後のさらなる考えをお聞かせください。火葬場の利用者のために、急がなければならない事業の一つだと考えます。

以上で、壇上で質問を終わらせていただきます。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） この後の谷内議員の質問の答弁を保留し、昼食休憩に入ります。

休憩 午前11時33分

再開 午後 0時57分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、三笠高校事務長。

◎高等学校事務長（堀籠秀樹氏） 市立三笠高等学校についてといたしまして、通学手段について御答弁申し上げます。

現在、本校におきましては、定員46名の学校のバスを所有してございますが、このバスによりまして、入寮生の登下校時の送迎を行ってございます。登校時につきましては、朝8時10分、下校時につきましては、午後4時30分と午後6時の2便を運行してございます。授業が全て終わりました放課後の活動といたしましては、部活動や教室などでの学習、体育館でスポーツを楽しむなど過ごしております。その後、所定の時刻にバスに乗って帰寮をしている状況でございます。休日につきましては、部活動も含めまして、公共の路線バスを利用して登下校するよう指導しているところでございますが、一部の生徒におきましては、遠くから三笠の住民になってくださっているという部分で、三笠市内の探検という部分ですとか、それからお小遣いの節約などのそういった理由で、徒歩で学校

に行くこともある状況でございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 私のほうから、老人福祉センターにおける現在の状況と今後の利用料の見直しについて、それと火葬場の関係についてお話しさせていただきたいと思っております。

まず、老人福祉センターについてですけれども、まず現状という段階で老人福祉センターがつくられたときからの話をさせていただきたいと思っています。

老人福祉センターについては、老人福祉法ということで法律でうたわれていまして、これに基づきまして各種相談に応じることともに、健康の増進、それから教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与して、老人に健康で明るい生活を営ませることを目標に、利用料については無料または低額な価格としてセンターを設置することができるという形になっておりました。

当初としては、昭和56年5月に市内居住の65歳以上の方を対象に、当初は無償でスタートさせていただいてございます。その後は、先ほど議員からも出ておりますけれども、市の経済情勢も含めて大変厳しくなったということも含めて、行財政改革の一端として一層の事務事業の見直しを図ろうということで、一時は実は、老人福祉センターについては廃止をしようということまで当時上がっておりました。これは当然利用の実態も含めてそういうことであるということだったのですが、その当時老人クラブ連合会等からぜひとも残してほしいと、やっぱり老人福祉のためにも必要な施設であるし、ただその段階のときに、ある一定の負担をしてでもというお話をいただいたところです。そこでトータル的に市のほうとして、老人クラブからのほうの嘆願書もいただきながら、何とかそうしたら存続に向けて検討させていただいて、平成16年12月に料金として1回150円ということで、これは当時老人クラブの方々が月に2回程度センターを利用すると、1回当たり150円、したがって月にして300円程度ということの目安をもって、150円で実は平成17年からスタートしたと。その後、今回も使用料・手数料の見直しと関係がありますが、その後のいろいろと改正を踏まえながら、21年のときに今の150円から250円に至ったと、こういうことです。ただ、精神的にはあくまでも無料または低額なこととありますので、その範疇の中で今日まで至ったということです。

見直しの関係ですけれども、今回、使用料・手数料関係については議題としても残っておりますので、その関係で十分にこの老人福祉センターの使用料についても検討させていただいております。今現在、この福祉センターを利用している方が老人クラブの会員の方が2割、クラブに入っていない方が8割ということで、そっちのほうが大きなウエートを占めております。また、老人福祉センターには浴場があります。この浴場を利用される方ということで、全体的にいけますと、半分弱ですけれども、42%の方が浴場を利用されるというのが実態です。

そういうことを踏まえて、今回、市内の公衆浴場料金、今420円ということです。これよりも低額な価格での設定をして、公衆浴場経営の影響を及ぼす懸念があるのではないかという問題点があるかなど。それから、老人福祉センターを利用する際に、市としてバスでの送迎をさせていただいています。これは老人クラブ会員の方がそれに乗って、今言ったように月2回程度、老人福祉センターを利用していますけれども、そのバスでの送迎を実施しているということと、老人福祉センターだけでなく、こういう集会施設的なところ、今回見直しをさせていただいていますが、他の施設と同様な施設、ルールで使用料を積算していきますと、結構膨大な価格になってしまうというものが実はあらわれてございます。

そういった面で全体的に検討した結果、やはり先ほど言ったとおり老人福祉法によるやはり老人の福祉を図る上で、低額な設定のもとでの老人福祉センターということのものがありますので、そういったものを今回配慮しまして、据え置きという形で今回はさせていただいてございます。

したがって、議員さんからもっとできないのかというお話がありましたけれども、本来そういった面では皆さんのいろんな他の施設等のことも含めて、同じ共通のルールなりそういったものを参酌しながら総合的に判断をさせてもらって、何とか一応据え置きという形にしておくということで今回提案させていただいてございますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、もう一つの火葬場の関係で、三笠市の負担状況とどう対処してきたのかということでございます。これについては、先ほども報告があったと思いますが、墓地につながる一つの道路しかありません、清住の墓地が崩落したことによって、それで火葬場が使えなくなったということで、利用者についてはうちの火葬場でなくて、市外の火葬場を使っていただくしかございません。そういった面では、当市を利用する場合については1万5,000円で済むのですが、市外を使う、特に今回については、皆さん全員岩見沢の施設を利用したということで4万円でしたので、当然その差額2万5,000円というのがかかります。これについては、当然利用者が負担になるということで、今回うちも差額補助という形で対応させていただいて、専決処分でもやらせていただいておりますけれども、そういう形で予算を見させていただいて対応してきたものでございまして、期間的には9月14日、12日に災害がありまして14日から、開通したのが11月23日ですので、その前日22日までの70日間、これについては対応させていただいて、実数的には38件の方が該当されたものですから、その対応をさせていただきました。

この手続関係は、通常は市役所のほうに当然遺族の方が死亡しましたよという届け出があってから手続されていくのですが、これは通常どおりなのですが、今回、今言ったように三笠の火葬場を使えませんので、当市のそういう申し出があった場合に、市はそれを受けて、当然どこの施設を利用するのか、岩見沢さん、美唄さんこの近くにありますので、確認した上で、当然皆さん岩見沢なものですから、その差額分というか、向こうは4万円

かかりますので、市の職員がそれを受けて、岩見沢市役所のほうにその仮手続に行って、火葬許可証をいただくと。これを遺族の方にお渡しをし、当然差額分を補助するということになりますから、そのときに当市の職員が遺族のところにその申請手続をしてあげるといって、遺族の方が来られるのは最初だけ、窓口に来て死亡届を出していただければ、あとは市の職員のほうで全て対応してあげたという形で、今回も、今までもこういうケースで火葬場については炉が使えないということもあったものですから、そういう形で対応させていただいてございます。そういうことで、今回の関係についてはそういう方向で進めさせていただいたものです。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 私のほうから、火葬場の過疎債の関係についてお話をさせていただきます。

火葬場につきましては、有利な起債制度ということで、過疎債の対象にしてもらえないかということで、要望書の提出をしてもらうように、市のほうから関係機関にこれまで何度も働きかけを行ってきたということでございまして、その結果、全国市長会が事務局をやっております全国過疎関係都市連絡協議会、また、北海道町村会が事務局をしております全国過疎地域自立促進連盟、また空知地方総合開発期成会、空知炭鉱市町活性化推進協議会、これらのほうから、各政党ですとか総務省、こちらのほうに要望書を提出していただいているというところでございます。

また、ことしの6月になりますけれども、市長が直接総務省の過疎対策室の室長と面談をいたして、現在の三笠市の財政状況ですとか過疎対策の施策などを説明した中で、要望を行ってきたというところでございます。過疎対策室長の回答といたしましては、今まで火葬場などの施設は過疎の起債対象にならない理由としては、市町村合併したまちが火葬場などの施設を過疎地だった地域に建てると、その辺が危惧されるということもございまして、要望があることは理解はしていますけれども、そのような事情から現在対象とするまでには至っていないということで、今後につきましては検討していきたいという回答をいただいております。しかしながら、火葬場の建設、過疎債の適用につきましては、現段階においても認められていないということがございますので、今後につきましても、対象になるように強力に要望を続けていきたいと考えてございます。

あと、先ほど谷内議員のほうから清住墓地の道路工事の工期の関係、ちょっとお話があったのですが、実は当初は、私どもとしましては、10月末を目指して通行できるように進めたいということで当初お話をさせていただいておりました。ところが、実際、秋口の今、工事の繁忙期ということもございまして、なかなか重機等がそろわないという事情がございまして、結果的には11月23日に通行できるようになったと。工事の工期につきましては、当初から11月末まで見ていたということですので、ひとつ御理解のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 谷内議員。

◎6番（谷内純哉氏） ありがとうございます。

まず最初に、三笠高校の件でございます。なぜこういう質問をしたかと言いますと、私もまちに出るときに高校生に会ったことがあって挨拶をさせていただいたのですが、まちで買い物をして、その帰りがけだったと思うのですが、これから真っすぐ帰るのと言ったらそういう話で、これからまたプールに行っ、プールで遊んで、そして徒歩で帰るとい、うことで、若いなという思いでいたのですが、その後もことしの夏も大変暑かったと思う、のですが、その暑かったときに、土曜日だったと思うのですが、幾春別のほうから制服を、着て汗だくになって歩いてくる生徒に、当然挨拶もさせてもらったのですけれども、これ、からクラブ活動に行くのだということで歩いてきたのを見て、やっぱり道路自体が車の通、りも大変多いですし、そういうところで事故があつてはいけないのかなと思つたので、そ、れで今後、当然寮生もふえていくと思つますけれども、先ほどの武田議員の答弁の中にも、寮を三笠にとすることもあろうかと思つますが、そういう中で、今のバスが1台46名で、すか、当然ふえていったときには1台では済まなくなると思つますし、また、そういう意、味では、ピストン輸送というか、何回も行かなければならないということもありますし、路、線バスの定期券を利用して、休日の部活動なども時間も不規則になると思つますので、そ、ういうときに生徒たちの利便性を考えたときに、そういう定期を利用してということの、検討をしていただきたいと思つますが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思つ、ます。

◎議長（谷津邦夫氏） 事務長。

◎高等学校事務長（堀籠秀樹氏） 学校のバス、この定員を超えることとなる場合におき、ましては、入寮生全員の交通の便の確保に向けまして、今、議員おっしゃられましたとお、り、バスの複数化ですとか、バス運行の増便、さらに既存の公共路線バスの活用も含めま、したさまざまなパターンが想定されます。入寮生徒の通学の利便性や安全性、それから休、日におけます部活動の状況、また経費的なことも含めまして、どの方法が一番適当なのか、という、ことで、現在、総合的な観点から検討中でありまして、次年度に向けて改めて御、相談させていただきたいと思つてござい、ます。

◎議長（谷津邦夫氏） 谷内議員。

◎6番（谷内純哉氏） 考えていただけるとい、うことでございまして、特にこれからの冬、道については大変、歩くことはまずないと思つますけれども、そういう意味で生徒たちの、安全と学業、クラブ等の快適な環境をぜひとも整えていただきたいと思つます。その、辺よろしくお願ひして、質問のほうを終わらせていただきます。何かありますか。いいで、すか。

それでは、次の老人福祉センターについて再度お聞ひいたします。ほかのまちでは、こ、ういう風呂だとかついているところはありますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 一応、当老人福祉センター、タイプの通常はA型というのですが、いろいろと基準がありまして、当老人福祉センターのこのものであれば、浴場は設置をするということになっております。したがって、管内を見ましたら、やはり同等のこういう施設、老人福祉センターについては浴場は設置をされているという状況です。

◎議長（谷津邦夫氏） 谷内議員。

◎6番（谷内純哉氏） 今、部長、先ほども言われたとおり、大体今までの経過というのは大変わかりやすく御説明いただいたのでわかりました。今の答弁を聞きますと、ほかの事業との兼ね合いも、施設の利用料との兼ね合いもあるということでありますので、その辺のバランスがあるのだと思います。

ただ、先ほども福祉法の中に無料もしくは低額ということでございますので、ぜひとも、その辺は安くしろというわけではなくて、その辺のことを市民にわかっていただく、なぜこういうふうな話が出たということは、そういう250円はどうかのだということがあるものですから質問させていただいたのですが、そういう議員として説明責任を果たしていく一つだとも思っていますので、そういう情報をいろいろお聞かせいただいて、説明責任を果たしていきたいと思っております。

そこで、老人クラブだとかの方は送迎しているということだったのですが、一般の方はどういうふうにして来られているのですか。やっぱり自分でバスとかを利用して来ているということですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 実態、先ほど言ったとおり、センターの利用が老人クラブの会員の方が2割、あとは以外の方ということで、調べましたらやっぱり以外の方は老人福祉センターの近くのエリアの方、やはり徒歩で来られるという方が大部分です。ただ、遠くからの方については、例えば乗り合いで車で来るとか、場合によってはバスで来られる方もおられるかもしれませんが、大部分はやはり徒歩でセンターを利用するという方が多いようです。はい。

◎議長（谷津邦夫氏） 谷内議員。

◎6番（谷内純哉氏） わかりました。3年に1度見直しということでございます。ことしはその年ということなのでしょう。それで、いろいろほかのこともあろうかと思いますが、今後とも十分に市民の皆さんに説明していただいて、その金額が適正であることを伝えていただきたいと思ひますし、できれば無料もしくは低額という基本的な考えも、ぜひとも念頭に置いてお願いしたいと思っております。

では、老人福祉センターの関係は、これでひとつよろしくお願ひしますということで、終わらせていただきます。

それでは、火葬場の関係に入りたいと思ひます。質問させていただきます。

まず、答弁の中で、市長はじめ所管の方々の努力で、国にも陳情に行っていたい

ることも大変光栄というか、うれしく思っているところなのですけれども、調べますと、平成12年に老朽化によって、いわゆるその坂が市道清住1号線ということです、そこが老朽化によりどういう崩れ方をしたのかわかりませんが、改修工事をされた。また、ちょっと正式な情報ということは調べ切れなかったのですが、昭和50年代にも同じような場所で改修工事をされていた。それについては、いずれも突貫工事だったのでしょうか、その後、葬儀関係には、葬儀場の通行については支障がなく、通行可能だったということなのですね。今後もそういうことがまたあるのではないかと考えられますし、過疎債の関係もあろうかと思いますが、ぜひとも今後ともそういう進め方をさせていただきたいと思います。ここで、まだまだ数年かかるのだということだと思いのです。第8次総合計画の中の25年、26年にも予算の中で1,000万円ずつ予定されています。これは過疎債の適用がなったときのための予算というふうに考えてよろしいでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 火葬場の計画、8次の総合計画で上げておりますけれども、内容としましては、通常行います修繕も含めて、あとと言われましたように、過疎債の対象になればその設計も出てくるということで、数字を上げているということでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 谷内議員。

◎6番（谷内純哉氏） そういうことであれば、修繕費ということも考えてということで予算を立てられるということでございますので、せめて待合所、前回の12月に答弁、質問させていただいた後に、もう大変うれしい話で、市長はじめ関係所管の方が直接待合所のほうを見に行っていた、そういうふうにお聞きしております。ことしについては、カメムシはちょっと少なかったように思っております。それは多分暑さの関係とかがあったのかと思います。ただ、テントウムシがちょっと多かったのかなと個人的には思っています。それもそういうことで、まだまだ待合所が環境的には悪いというふうには私は思っています。そういう意味では、今言われた1,000万円の予算がついている中で、その過疎債適用、本格的にそういう話が来るまでになるまでには、できるだけその辺にも改修工事なりリフォームというのですか、そういうこともしていかなければならないのではないかなと思っているのですけれども、その辺の考えありますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 確かに待合所については、できたのが昭和57年ということで、相当たっています。現実的には、火葬場の棟と待合所についても離れていることでの利便性も含めたら、やはり利用される方に対しては、本当に大変なところになってきたなど。そこで現実論としては、先ほど言ったとおり、何とか新しく火葬場プラスこの待合所を兼ねたようなものを求めたいと、つくりたいというのが、これは所管としての思いです。そのための財源として見るときに過疎債ということの財源で、今、何とかならないのかと、そういう努力をさせていただいています。

ただ、所管としては、この過疎債がいつつくかという、これはもうあとは政治的な話になるかもしれませんが、これによって例えば10年も20年もなんて話には、そうはいかないものですから、当然そこは過疎債の関係も見据えた中で、やはりある程度の時期にはぜひともやらせてほしいと。これは本当に所管としてはそう思っていますので、あとはもう何とかその財源を捻出できて、一日も早く整備できればなと思っていますので、今の施設を手直し手直しというのは、僕はもう無理だなと思っていますので、なるべく今言ったように時期を急いだ形の中ではやっていきたいというのは、それは願望です、今言ったように過疎債のことも含めて、そっちはもう本当に精力的にやらせていただいて、早くそれが実現できるような形でやっていきたいというふうに思っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 谷内議員。

◎6番（谷内純哉氏） よくわかりました。努力されているのは十分わかりますので、ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

◎議長（谷津邦夫氏） 副市長。

◎副市長（西城賢策氏） せっかく御質問いただいたので、私のほうから若干今のお話を総括的に申し上げます。

まず、高校の件ですけれども、確かに子供たちが歩いているので、これはもう市民の目から見てもかわいそうだというお話は随分いただくのですよ。そのとおりだと思うのですね。ただ、子供たちにとって、それほど何か苦痛を感じていないということもあるみたいです。ただ、やはりこれは市がバスをまた増便するなりしていろいろやっても、結局はお金がかかることですから、このお金かかるものを誰が負担しているのだといたら、今の既存の市民が一生懸命負担しているわけです。必ず反対側に市民がいると。その方々も納得できるような内容であればいいのですけれども、そうでなければやはり問題だろうということがあるわけですね。だから、その場合に、どれだけの負担をしてあげられるだろうかと。

そこで、今、教育委員会のほうにお願いしているのですけれども、既存のバス運行するのと、先ほどちょっと触れられた、路線バスをうまく使うと。私が聞いている話では、幾春別のほうにお住まいの方々は、高校の寮の寮生が少なくなるとバスの便が少なくなると、結局、幾春別が住みにくくなるのでないかというお考えの方も結構おられるようなのです。だから、そういうことも含めたら、総合的に本当に路線バスがいいのか、今の通学バスがいいのかということを経費比較して見てくれないかと今お願いしています。そこが必ずしも下回るかどうかは別問題としても、大体このくらいならやってあげてもいいのではないかということになります。

例えて言いますと、路線バスに切りかえて定期券にしますと、3カ月定期の一番安いのを買っても一月に割り返すと1人1万3,000円ぐらいになります。そうすると年間にして80名が向こうからとりあえず25年度は通うとして計算しますと、1,248万円

かかるわけです。これを今、私どもの本当に純単費で市民の血税を割くべきかどうかという部分は、やっぱりあるのだらうと思います。それはほかの事業の優先順位も含めた中で、ただ1,248万円かかるといっても、今の既存バスの関係は当然差っ引きしなければなりませんから、そういうことを含めたら、恐らく何百万円の負担。とすると、それが何とかやってあげるべきかどうかという判断になるのだらうと、こういうふうに思っております。その辺の今検討を急いでいるというところでございます。できる限りいい方向に向けたいというふうに考えておりますので、またもう少しお時間をいただければというに思います。

また、老人福祉センターですが、これは先ほどもちょっと部長のほうからも説明申し上げましたけれども、やはり民間圧迫してはならないということは実にあるわけです。榊町のお風呂が今もう経営上成り立たなくてやめるとおっしゃられて、あれをやめられると困られる方がたくさんおられるわけですね。それで私どもとしても、その助成をしようということで、この場合は経営助成になりますけれども、議会の御理解をいただきたいということで今回予算を持ちます。初めて予算を持ちますが、大体先のことを考えれば3年ぐらい維持できると大体の方が新しい公営住宅に移れる余裕ができますものですから、そうすると3年ぐらいの期間補助かなというふうには思っているのですけれども、これがすんなりいくかどうかということはこれからの問題です。それにしましても、民需を圧迫しているということはあるのかなというふうに思いますし、大体バス送迎の経費とかも入れて、バスの購入費だけは入れないでこれはまた別に考えるとしても、あとはあそこの老人福祉センターの維持費とかなんとか考えますと、これ1回の料金というのは私どもの積算したのは2,600円を超えます。ですから、バス運行もしないとか風呂もやらないよというところで例えば200円取っていますよ、150円取っていますよという、これはあるのだらうと思います。バス運行するということは、バス本当は買わなければならないし、当然ガソリン代がかかって、人件費がかかって、そして当然バスの損料がかかっていくわけですよね、毎年のように。一方で、老人福祉センターの風呂をたく費用とかというのがかかっていけば、本当はこの2,600円よりも大分高いということになります。それを今250円でやっていると。これは何が適正化と言え、むしろこれは安いという感度になるのではないかと。老人福祉という視点を持ってしても安いのではないかなというふうには、今、私どもの判断はあります。

今回も本当は、私ども職員レベルで議論したときは、一般のお風呂と同じように420円というのがまず最低限のレベルではないか、それから幾らお取りするかということとはもっと別なので、例えば500円とか600円ということになるのではないかと。バスで送迎をしていただいて、あそこでのんびりしてお風呂に入って、カラオケをやるとかというような楽しみがあるわけですね。だから、そこまで含めると、本当はそんな金額でもいいのかもしれないというような議論もしたのですけれども、従来の流れからいって、しかも法の精神からいって、少しでも安くという部分を参酌して今こうしていると。そう

いう点では、今の金額はある意味適正だと我々今考えていると。今後どのようにするかは、さらに今後の話だと。とりあえず今3年ということですが、今回から3年に限らないと、1年目でも2年目でも見直しすべきは見直ししていこうではないかという考え方を持たせていただくように今提案もさせていただきますので、そんな中で本当にどうあるべきかということを検討しますが、これ以上安くというのはなかなか考えにくいのかなと。こんな施設ですから、安いほどいいというのはもう当然だと思うのですが、そのところを考え合わせれば、妥当なところかなというふうに今考えているということでございます。

それから、火葬場です。これは一にかかって過疎債に該当させられるかどうか、ここがあるわけです。もうともかく一生懸命やってきました。もう市長にも何回も出ていただいたりしてやっているのですが、なかなか国の壁は厚いと。私どもとしては、今、例えば北海道市長会とか町村会とか皆さんに御理解をいただきながら上に上げていくと、先ほどの過疎連盟も含めて上げていくということをまずしっかりやろうということで取り組んできました。大体どこもいろいろ抵抗もあったのですけれども、何とか国に対する要望書に入れていただけるような環境ができました。ようやくここまでそれはつくってきた実績だと思います。

今後はどうかというと、うちの主幹なり課長が出かけて過疎対策室に最初に会いましたときから言われていますのは、一定の時期になったらやっぱり政治的に動かなければだめですと。だから、いわゆる国会の先生たちが、いや何としてもこれ認めてやれというような動きにしなければだめだというふうに言っているのです。ですから、ようやくその段階に今来たかなと思っています。今、選挙のさなかですし、これがひとつ落ちついてちょっと時間がたちましてからということになると思うのですが、この辺は市長にも出ていただきまして、国会議員に当然御挨拶に回らなければならぬと思っておりますので、そんな際にもジャブを打ちながら積極的に動いていきたいなど、また要望書にまとめたいなというふうに思っておりますので、ぜひ御協力いただきまして、また御理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 谷内議員。

◎6番（谷内純哉氏） ありがとうございます。いろいろもっと今言われたことも頭に入っていたのですが、昼休みがあってもう真っ白になってしまいました。またひとつよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、谷内議員の質問を終わります。

次に、3番齊藤議員、登壇願います。

（3番齊藤且氏 登壇）

◎3番（齊藤 且氏） 平成24年第4回定例会に当たり、通告に基づきましてお伺いいたしますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

このたび上程されております議案第53号から議案第61号までの各案件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

とあるように、各市町村が地域の実態に合わせた条例の整備など、枠を広げた肝要な法律の整備であるとも受け取れます。しかし、その反面として、確かな財源の裏づけと安心・安全のまちづくりにおいては、災害対策なども踏まえた専門分野の方々の意見がますます求められるとも考えられます。例えば、議案第54号に「高齢者、障害者等の移動等円滑化のための道路構造の基準条例」とあります。

そこで最初に、高齢者、障害者に安全・安心な公共施設についてお伺いいたします。このことは、本年9月定例会でもお伺いした、平成18年に改正されたハートビル法と交通バリアフリー法を統合拡充し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる新バリアフリー法が制定されております。さらに、この9月定例会の時点まではまだハートビル法は含まれておりますが、このたびの議案第54号にハートビル法の記載はありません。私は、国の考え方として、高齢者や障害者等の移動など、円滑化の手段として公共施設にエレベーター設置は済んでいると思われてなりません。

本市も一昨年、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を使い、1月に庁舎のエレベーター設置を終えたばかりです。また、9月定例でも公民館にエレベーター設置とオストメイト対応トイレの設置にも前向きな答弁をいただけたと思っており、市民の方からも次は市民会館にもとの期待の声も聞かれますが、いま一度公民館にエレベーター設置とオストメイト対応トイレの設置、あわせて市民会館について高齢者、障害者等の移動など円滑化のための考えがあればお聞かせください。

2点目に、災害時の電源とトイレの水洗についてお聞かせください。

近年、多発する異常気象や地震対策など、理事者側もさまざま想定しながら災害対策に努力されていることと思います。先日は、中央自動車道笹子トンネル内での大惨事が起こっております。また、室蘭市と登別市を中心とした寒中の大規模停電は、寒さと暗闇の不安、それと食料の調達の苦労がニュースで流されておりました。

そこで、一般的な建物の水道水は直圧で賄えますが、3階、4階建てになると一度給水ポンプなどの設備で屋上のタンクにためてから使用されます。幾日も停電が続くと、トイレを含めた水道設備が使用できず、生活に重大な事態が予想されます。このような影響を受ける施設があればお聞かせください。

あわせて、市立病院も設備も古く大変心配な施設と思いますが、大規模停電が発生した場合の非常用電源について、対策や備えなどについてお聞かせください。

次に、情報の周知についてお伺いいたします。

行革の一環とした取り組みで、月に2回発刊されていた広報みかさが現在は1回になりましたが、誌面も読みやすく充実した広報誌であると理解しているところであります。また、市のホームページも以前よりは格段に情報の発信も早く、特に三笠市をPRする三笠市定住促進テレビCMは、大変興味を持って見ることができました。これからもより多くの方が利用できる環境になるよう願っております。しかし、情報化社会と言われる現在、時代とともに携帯電話やパソコンなど目まぐるしく変化する情報産業と社会環境でもあり

ます。相手の見えないネット犯罪などが横行する中、使用することにとまどいを感じているのは私一人だけではないとも思っております。

そこで、情報伝達手段として長年親しまれている愛の鐘が聞き取りにくく、家の中では聞こえないとの声も聞かれます。近年さまざまと勃発する災害を考えたとき、緊急時の連絡手段として愛の鐘が役に立たないことも十分予測が立ちますが、今後の放送機器の維持管理費と放送内容について、データがあればお聞かせください。

次に、養豚場の悪臭についてお伺いします。

本年9月定例会でも質問し、一定の答弁もいただきました。企業側も住民説明会の開催などで、理解を求めることも耳にいたします。最近も地域住民の方から、悪臭もかなりおさまり一定の効果も期待できているのではとの電話もいただきましたが、気温や風の変化などの気象条件などの違いもあると聞いております。この際、企業はどのように改善の努力をしているか、経過と現状についてお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 私のほうからまず先に、市民会館のエレベーターの設置等の関係で報告させていただきます。

この市民会館へのエレベーターの設置等については、以前、議員のほうからも昨年の9月、それから今年の9月ということで、2回ほどこの通告等でその話がして出てきたとおり、施設利用者のうちの高齢者及び障害のある方の利便性の向上を考えていく観点からも、やはり整備が必要であるというふうに理解をしております。

そこで、現実の問題として、今、市民会館については耐震化ということで調査をさせていただいております。まだ中間報告ということなのでございますけれども、そのうちには数値が出てきますが、やはりちょっと地震においていい施設ではないという答えが出そうです。したがって、これを改修していくということが当然必要になってきます。したがって、この改修工事とあわせてエレベーターも一体化でもってやっぱりやらないといけないだろうと、これだけ単独に走るといふわけにはいきませんので、そういったことを考えまして、一体的な整備ができるように、その金額も含めて財政面との調整を図りながら、そこは整備を進めてまいりたいということで、時期等についても今言ったとおり、まだちょっとこれから検討させていただきますけれども、方向性としては設置については考えていきたいということで考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 社会教育課長。

◎社会教育課長（松浦基晴氏） 私のほうから、公民館のエレベーターとトイレの関係についてお答えさせていただきたいと思っております。

公民館のトイレとエレベーターにつきましても、ことしの9月の定例会でお話ししましたけれども、現在、公民館のトイレにつきましては、身障者トイレとして車椅子対応の8

ペースはありますけれども、オストメイトについては非対応で、おむつがえ台がないなど、多目的トイレとはなっていない状況でございます。単なるふつうの洋式トイレというような現状でございます。

公民館につきましては、利用者については高齢者や身障者、幼児を連れてきたお母さんたちもいることから、オストメイト対応やおむつがえ台を備えた多目的トイレの設置は必要と感じております。今後において、市におけるトイレ等の整備計画なども考慮して、設置について検討させていただきたいと思っております。

続きまして、公民館のエレベーターです。エレベーターの設置についても、利用者の高齢化や体の不自由な方の利用など、設置の必要性は認識しておりますけれども、設置にかかる工事費も高額であることから、公民館施設本体の耐震性や公共施設における整備順位などを考慮しながら設置について検討していきたいということで、御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 消防長。

◎消防長（永田 徹氏） それでは、続きまして私のほうからは、災害時の電源とトイレの水洗について御説明させていただきます。

質問要旨につきましては、公共施設の水洗トイレのうち、受水槽から流し込んで使用する部分について停電時に影響出るものという部分と非常電源の部分だっと思っておりますけれども、まず当市におけます公共施設内の水洗トイレの中で、受水槽を経由して給水しているところ、いわゆる今議員おっしゃいます影響の出る部分につきましては、一部の市営住宅、また市立病院、三笠小学校、中学校、三笠高校、道の駅となっております。ただし、その中でも影響あるのですけれども、ただし市営住宅につきましては、今の住吉町団地、緑町団地、常盤町団地の一部がありまして、停電時につきましては、バイパス管を利用して直圧で水を送ることが可能な設備となっておりますので、災害時に停電した場合は、職員、設備業者等が直圧に切りかえるということで対策をとることになっております。

次に、市立病院につきましては、本館と新館に受水槽がそれぞれありまして、本館用に設置されている受水槽につきましては、直圧での受水が可能ですので、本館での水洗トイレの使用が可能となるというふうになっております。今の市立病院の非常用電源につきましては、自家発電を備えておりまして、手術室、透析室、救急室の電灯とコンセント、各病棟の非常用コンセント及びスプリンクラーポンプなどに電気が供給できるようになっております。

次に、学校関係なのですけれども、三笠小学校と三笠高校につきましては、停電時の受水槽への給水は不能になるのですけれども、受水槽によりまして、児童生徒への一定期間の給水は確保されると。さらになお、三笠小学校と三笠高校につきましては、避難所ということで位置づけされておりますので、停電時の災害時の避難所開設時におきましては、簡易トイレを設置したり、消防の水槽車から受水槽に給水することなどによりまして、

対応することも可能でございます。また、三笠中学校につきましては、直圧に切りかえ可能でありまして、あと岡山小学校と萱野中学校につきましては、直圧式のため影響なく使用できるというふうになっております。

次に、道の駅なのですけれども、ここはファームセンター内及び屋上トイレの受水槽への給水は直圧となっておりますが、各トイレへの給水はポンプとなっておりますので、この部分については停電時には使用不能になるという状況でございます。

続きまして、愛の鐘の考え方ということで、私のほうから愛の鐘のこれまでのデータのなもの、また経費、緊急時の市民周知について御説明させていただきたいと思っております。

まず一つ目に、緊急時の市民周知の部分でございましたけれども、現状と今後の方法についてということで、現状では緊急事態が発生した場合、即市民に周知する必要がございますので、愛の鐘については家にいたらなかなか聞こえないという実情もあるのですが、その部分につきましては、広報車による呼びかけでもって補うという形で併用して市民周知となっております、今後におきましても同様な方法で行っていききたいというふうに考えております。

これまでの内容等、どのぐらい放送しているのかというデータのなものなのですけれども、平成23年度でいきますと、1年間365日のうち放送日数が284日、年間での放送率が77.6%で、延べ放送回数が1,057回で、主な内容としましては、特に夏場の食中毒警報だとか、火災予防、昨年でしたら、特に雪害の関係もございましたので、雪害広報などでございます。

次に、これまでの経費の部分でございますが、修繕料とか、あと電話回線使用料、あと電気料としまして年間で大体約104万円程度かかっております。今後におきましても、主にスピーカードライバーユニットの交換などの修繕だとか、同じく電話回線使用料だとか、電話料としまして年間約107万円程度の経費を要するというふうに予定しております。

私のほうからは、以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 私のほうから、養豚場の悪臭防止対策について、現状と今後のことについて、ちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

議員も今までも、24年第3回の定例会でもお話しいただいて、その折もいろいろとお話しさせていただいておりますが、このにおいがことしの2月ぐらいから発生して、特に夏場がすごくという状況が今、来ております。

現実的に今、事業者がこれに対してどういう対策をとってきたのかと言いますと、におい処理施設、これは当然悪臭を発生させるような施設ですから、これに対するオゾン脱臭装置をつけまして、においの防止を図るということで、このオゾン脱臭装置を設置してございます。それから、豚舎棟から出るにおい対策ということも含めて、EM菌によって継続して散布したり、今現在は食べる飼料の中に消毒サプリメント、これを投入して、逆に

豚の中の胃の中にこれを入れることによって、胃の中から出てくる段階からもうにおいを落とそうということで、これは今、継続的に実施をしていると。

それから、悪臭とは別ですけれども、実はあそこ、豚舎の中を乾かすために送風機というでっかい送風機がついていまして、ここからも実はすごい騒音がするというので地域住民の方からもお話が実はあって、この対策としてもダクトを取りつけたりということで改善を図りましたので、音のほうはほぼおさまってきているのかなと思っています。

それから、当然、事業者に対しては、正直言って二、三日前でも、やっぱりにおいはします。ですから、においはなくなっちはいません。一生懸命こうやって事業者としても努力はしているかもしれませんが、その効果はなかなか表に出てきてないというのが現状だと思います。当然地域の住民の皆さんに、事業者みずからが説明会を開いて、こういう経過ですよと言って説明させてもらっているという話を聞いていますが、なかなか皆さんが理解できるような説明会になっていないというのが現状かなというふうに思っています。

三笠市としては、当然悪臭防止法というにおい対策の関係からいくと、市のこれ業務ということになります。当然、においが相当ひどかったということもあって、当市でも機械をもって検査をした結果、9月24日の段階ではその基準を下回ったということです。下回ったということであって、においがなくなったわけではありません。下回ったということです。そういうことも踏まえて今日まで、先ほど言った尿処理施設、この設置は北海道は許可をしています。したがって、ここから出てくるような対策を含めたら、北海道が一生懸命それに対する指導をしないとイケないということになっています。悪臭については当然三笠市としてその関係で、ですから基準は下回っていますけれども、なかなかそのにおいが抜けないということもあって、今まで北海道に対しても、何とかこの尿処理施設の関係について改善をちゃんと図ってほしいと、そうしないとにおいがそこから発生してきますから、そういう関係の要請もしながら、また指導体制も含めて、そのときには市も入って、一生懸命事業者に対しては、その指導を今まで5回なり、現地立ち入りについては15回ほどしています。していますが、なかなかそのにおいがまだとれていないと。

ごく最近でいきますと、気候も含めてこうやって雪が降っておさまって、寒さが出てきたということを含めて、におい的にはやっぱり感じる場所は少なくなってきたというふうに私も思っています。現実的に今でも、市の職員において毎日のようににおいについては現地のほうに行って、そこの探知をしながら、出れば事業者に対してどういうことだという指導をさせていただきながら、少しでもにおいが出ないようなことでやらせていただいています。

あと、今後について、今現状そういうことで、においについては一部地域を除いておさまりはあるのですが、まだ今言ったように完全なものではありません。においというのは全くなくなるということは、生き物を飼っている以上そうはならないということだと思いますが、当然それが不快なおいであっては、市民生活も含めたら、これは大変な話

でございます。先ほど言ったとおり、道の尿処理施設の許可関係についても、今、事業者のほうからは、毎回指導することによって施設の変更届が出されてきています。変更するたびに現地に入って行って、それが適正になっているかどうかを見ながらやっていっているのですが、なかなかそこは道の指導があってもなかなか事業者それに応えるのが、スピードが遅いというのですか、なかなかそこは伝わってっていないと。ごく最近においても今、11月30日には実は3者会議ということで…

(「ちょっと長いのでない」の声あり)

◎総務福祉部長(松本哲宜氏) 長いですか、済みません。

そういうことで、今後に向けても、市としても当然このにおい対策に対しては、一刻も早く解決するように、道と連携を組んだ中で、そこは進めさせていただきたいと思っております。

一応、現状はそういうことでございます。

◎議長(谷津邦夫氏) 齊藤議員。

◎3番(齊藤 且氏) 1点ずつ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それで、1点目のこのオストメイト対応トイレとエレベーターに関してなのですが、このときは僕も理解の仕方としては、本当に前向きな答弁をいただけたのかな、そう思ったときに、教育委員会の人事が変わってしまって、その後には何か一定の後ろ向きになってしまったのかなと、今の答弁を受けてそう感じたものですから、そこでちょっと確認したいと思うのです。

それで、このことは委員会でも、今度の法改正あるものですから、このときもちょっと確認はしたいなと思っております。前者の質問のときの火葬場もそうなのですが、私の考えとしては本来国がやるべきことだと、こういう認識はあるのですよ。法律というのは、時代とともに変わって行って、そのときの基準というのをしっかりとした基準で、国が定めたものにのっとってまちはやっていることだから、別に間違いでも何でもないと思うのですが、9月のときも僕確認したのが、年間2万7,000人のお年寄りの方が利用される公民館に、下から上に上がるのにエレベーターがないよというのが、これは本当に問題だと思って。そのときにいただいた答弁が前向きに、これ財源のこともあるから全面的に行政ができるかどうかという話ではないのですけれども、それだけせば詰まって、本当に安心・安全を考えたときに、とても僕は危険だと思っている。その中でも公民館は、極端に言ったら100%市の財源を使ってでもやらなければだめなのだとは僕は答弁をいただいたときに感じたのですよ。そのときに市民会館の話も出ましたが、まず順番として2万7,000人の文化団体の方だとかいろんな方々が利用されている、そういう利用されるのに、やっぱり恐怖感があってエレベーターも使わないで、上るときはいいけれども、おりるときの危険性を考えたときには、どうしてもそこにはエレベーター必要になってくるのだという判断だったと9月議会では受けとめていたのですけれども。

ただし、この後に国のほうがこうやって法改正したものですから、何か国のほうも土木工事みたいな、みたいなと言ったら変ですけども、道路の移動だとかこんなことでもって、結局はこのハートビル法が消えてしまっているのではないかと。このハートビル法というのは公共施設ですよ、建物の。いわゆる箱物。箱物はもうどうでもいいのだというような解釈にもとれるような気がして仕方ないのです。そこのところでもう一度、もう一回、またさらに9月では質問させていただいたのですけれども、そのことを確認しながらもう一度と思ったものですから。このことは委員会でも質問させていただきたいと思いますので、ぜひともぜひとも前向きな考え方で、よろしく願いいたします。だからといって、備荒資金が三十何億円あるから、それを全額市で持ち出すのだと、そんなことでもないような気がして、そこはやっぱり先ほど副市長言われた政治のこともありますので、それで改善を図っていただきたいなと思っております。

それと、災害時の電源とトイレについてですけども、もうあらゆる何か想定できないような災害が今勃発している中で、僕も前にもお話ししたように、専門は建築なものですから、まず電気がとまったら困るのは、トイレが使えなくなるのではないかという発想がまずあったのですよね。ポンプアップして、しっかりとそうやって使えるような設備かどうかという、その確認を。今、公共施設は、その専門家がしっかりと取り組まなかったら、いざ今回の室蘭市だとか登別のようなことは我が町でも十分起こり得ることでありまして、また、ことしの大雪のときなんか、なってみなかつたらわからない部分というのはいっぱいあるのですけれども、前もって準備だとか段取り、それで公営住宅関係の4階建て、それは納得できました。これは4階建てであっても非常用のバルブをあければ使えますよということですね。そして、病院関係も本館のほうは大丈夫なのです。そうすると旧館の人たちが使えないトイレが出て、本館の人たちでは使えるという認識でいいですか。

あとそれと、この非常用電源が何日間もつかですよ。燃料の備蓄の関係もありますし、こんなことをやっぱり専門含めて、ふだんから想定することは僕必要でないかなと思うのですよ。

それとあとは、愛の鐘のことなのですけれども、なかなか市民の方からも親しまれているという声もお聞きしますし、しかし今実態を聞いてみたら、何か食中毒警報、火災警報、また、ことしの大雪の関係すること、これはこれで僕も必要ではあると思っています。もちろん必要ではあるのですけれども、そうしたら、いざ緊急の災害があったときに、発生したときに、どのようにして市民の方々に周知するかといっても、なかなかこれは大変なことではないかなと、そう思うのですけれども、それ僕の考えだったとしても、今ホームページなんか結構、僕も見てみたら三笠の情報ってかなり早いのですよ。先日も消費者協会の会合があった後に見てみたら、すぐぱっぱぱと出てくるし、今回も三笠市のPRのCM、あれも大変楽しめましたし、日本全国各地の人たちが一定で見られるのですよね。ところが、これも電気がとまったらどんなになるのだということもありますし、さ

まざまありますけれども、テレビがことし地デジ化されて、テレビでもって何とかそれを、一刻も早くテレビ局と連携をとりながらできないものかなと思ったり、さまざまな案がそれぞれの専門の方から出てくるのではないかなという。また、その出てくることも期待しながら、一人でも市民の命を安心・安全に守るといふか、努力を市民の方々含めてやればよいなと思っております。

それとあと、悪臭については、一定のこれでお金が消えたというわけではないと思いますし、さまざま聞きたいこともありますけれども、例えばEM菌というのは気温の高いときはいいのだけれども、寒くなったらなかなか効果が発揮されないとか、サプリメントを食べさせるのも、これもいつぐらいから食べさせてその効果なのかと、これはなかなかわかることではないですけれども、努力をされていることは一応は聞いたということで、その結果、どのようにされるかということをもうちょっとお尋ねしたいのですけれども、その点もしお聞きできることあれば、教えていただきたいなと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（北山一幸氏） 初めに私のほうから、公民館のエレベーター、それからトイレの関係で、人事等々で人がかわったので後向きになったのではないのかという御指摘でございますが、決してそういうことではございませんので、御理解賜りたいなというふうに思います。

前回私のほうで、教育委員会のほうの答弁要旨等々も持ってきてございますが、そのときもエレベーター等々につきましては、市内の施設整備の計画等々ありますので、これらの優先順位等々も含めまして、設置については検討してまいりたいと。今回も同じ回答になってしまいましたが、そのように回答させていただいたということでございます。

それから、オストメイトについても、私どもは決してつけないとかそういうことではなくて、当然必要性については十分感じておりますので、今後に向けても市内全体の配置の関係もありますので、そこら辺も含めて、うちうちとしての施設で検討してまいりたいということで、これにつきましても前回と同じ回答をさせていただいたと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） 今、教育長から答弁いただきまして、実は9月のときに僕すごく感激といふか、すごいなと思ったのは、駐車場のライン引きだとかそんなことも、職員みずから材料を買ってやっている姿見たときに、本来はあれは、こんなこと言ったらあれだけれども、専門家にやってもらえたらなとも思う反面、それだけやっぱり反応してやってくれたのかなと、そういうような期待もあるものですから。ただし今回、法の改正でもって、本来国がやるべきことなのは各まちに投げかけてでもやるのだぞというような期待感があったものですから。今回、法が改正になってしまったら、何か後ろ向きになってはいないですね。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（北山一幸氏） 決してそういうことはございませんので、はい。

◎議長（谷津邦夫氏） 市立病院事務局長。

◎病院事務局長（澤上弘一氏） 再質問の中で、市立病院の水の関係と電気のことでもまたございましたので、お答えしたいと思いますけれども、まず先ほど議員もおっしゃっていたように、水の場合は、先ほど消防長答弁いたしましたけれども、本館はいわゆる古いほうになります、前面のほうの建物になります。それと新館は後ろの部分ですけれども、本館、新館、それともそれぞれタンクがついておりまして、本館のほうには7トンのタンクがついております。それと、新館のほうには18トンのタンクが2基ついておりまして、先ほども申し上げましたように、本館のほうのタンクについては、受水槽については直圧式に切りかえられるので、それはもう使えるということになります。ですから、一部新館のほうの使用については制限が入りますけれども、本館のトイレを使っていただくなどすることはもう当然可能になるということになっております。

それから、非常用の電源ということでは、自家発電設備を備えております。一般的な病棟、各フロアの照明につきましては、停電になりますと天井についている非常用の照明に切りかわりますので、そういったことで確保されますし、あとその非常用電源が働きますと、これは軽油発電機で賄うことになりまして、タンクに約1回400リットルございまして、これが供給先は先ほど申し上げました主に手術室ですとか透析室、そういったところ、救急室をメインに送ることになりますけれども、大体1回で五、六時間の供給となります。ただ、それは軽油をまた足していけば、ずっと使えていくということになりますので、確保されていくということになります。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 情報の伝達の関係で、ホームページの話がちょっと議員から出たと思います。

災害時におけるその伝達方法として、一つのツールとしてはホームページというものが市の情報源ということであるのですが、実は現実的に今、第8次総合計画を策定する際に、市民の皆さんにアンケートさせていただきました。そうすると、インターネットを利用している方は19%、2割にも満たないという状況です。したがって、緊急時の今言ったように伝達方法として、2割の方は例えばホームページを介してであれば情報は得られるかもしれませんが、これを全市民に向けてということにはならないのかなというのが、これは現実の話かなと思っております。

それから、ちょっと養豚のほうの関係でもう少し詳しくという話の中で、いろいろと事業者のほうで手を打っています。先ほど言ったサプリメント、これについては実は11月2日から始める。今までは実は、EMをもとに、豚舎の中にEM菌をまいて、それによっておいを落とそうという話と、今度はこれを豚の中にこのサプリメントを入れることにやろうと。ただ、これについても、結果的にはやっぱり3カ月ぐらいかかるという話は出

ています。ただ、いかんせんやはり、いいものというか、いい情報を含めて何かをやってもらおう。その結果がもし違うのであれば、また違う方法ということで、そこは市のほうからもいろんなアイデアというか、そういった方法、指導というか、お話ししながら、事業者としてもそれに取り組んでいると。ただ、現実的には今言ったように、なかなかまだそこまで至っていないと。

そこで、市としても、これはこのままではもう雪解けて、来春になったらまた暖かい時期になってきてというのは、もうこれはどうしようもないと。そのためには、これ抜本的にやっぱりおいを消してもらおう、なくするというところからいけば、1回、あそこを休んでもらう、やめてもらおう。生き物がいる以上はやっぱりなるということでしょうから、完全に例えばしてからまたするというのだったらわかりますけれども、今までも指導していても中途半端というか、結果的には改善をしていて、やってもなかなかそこがうまくいっていない。いっていないからまた計画を変更しながら、次の次の手とっていますけれども、それが一向に芽が見えないということを含めれば、今、実は地域の方からも、何とか、もうこのままでは、来春、夏になってくればもうこの状態も含めたら大変だということで、地域からちょっと市のほうに対してお話を、意見を交換しようという場を設けてくれという話もあって、今それをしようと思っています。

これを受けて、当然先ほど言った尿処理施設については北海道が許可ということですから、北海道に対して、何とかそこは操業停止も含めてしてほしいと。ただし、来春雪解けまでにはと。今言ってもどうしようもありませんので、そういった面で、来年のときに、暖かくなってきたときにはよかったなとなるように、もう今からでも厳しい指導をもらうような形をやりたいなということで、今その動きもしていますので、いずれにしてもいい方向でいくように、そこは考えていきたいというふうに思っています。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） なかなか養豚場のほうは、そうやって進んでいると聞いて、でも可能性としてはなかなか、民間がそこまでというのは厳しいかどうか、これは別として養豚場のことは一応わかりました。

先ほどの病院のほうの答弁で、ちょっと僕、今、不安に思ったことがあるのですけれども。この400リッターの軽油のタンク、五、六時間しかもたないのですか、非常用の電源の場合。これはスムーズに軽油の車がうまく来てくれればいいけれども。ということは、暖房のことだとか、夏場はいいですけれども、何かすごく不安に今、答弁聞いて感じたのですけれども。例えば災害によっては地震だ何だかんだで道路が寸断されたりだとかそんなことになって、燃料の車がうまく来てくれると安心なのですけれども、それが安心で400リッターの備蓄で五、六時間しかもたないということは、僕非常に不安に感じているのですけれども、その点どうなのでしょう。

◎議長（谷津邦夫氏） 市立病院事務局長。

◎病院事務局長（澤上弘一氏） 確かに、そういったお考えも当然出てくるだろうという

ふうに思っておりました。今申し上げたのは、あくまでもフルに全部を使ってという時間でありますので、部分的には使わないものもございますから、そういったことではもう少し時間は延びるだろうと。最大でということでお話しさせていただいております。また、その災害の状況にもよるのだと思います。今お話しさせていただいたのは、あくまでも停電時ということだけでございますので、地震が起きて道路が寸断された、タンクローリーが来られないのではないかとということになれば、これはまたちょっと別なお話になるかとは思いますが、停電時で考えれば、私ども三笠市が提携させていただいておりますイオンさんとあそこのスタンドから供給されるだろうということの想定で、そういったことが継続されれば、常時電源が確保できるのだろうというふうに思っておりますが、今、議員おっしゃるような、本当に道路が寸断されたり建物が壊れるというようなことになれば、これはまたちょっと別になって、当然この状況では正直申し上げまして、足りないのかなというふうには思いますが、停電時ということで考えますと、今のこの設備の中で何とかやっていけるのだろうというふうに思っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） 今、全国的に問題になっていると思うのが、やっぱり公共の道路だとか橋だとかの老朽化に伴う、それでそこにばらまきだということ言う人もいるかもしれないけれども、しっかりとしたインフラ整備をしなかったら、室蘭市だとか苫小牧市だとかも送電線がぶっ倒れたよと、こんなことも想定はできなかったのかなと思うのですけれども、これを機会にやっぱりこれを勉強することによって、そうしたらいざ三笠市がそうなったときは、また、このたびの冬だって物すごい雪が続いたときに、道路だっとうまく走れなくなっている状況を考えたときに、うまく燃料が来る、トラック、ロータリー車ですか、来るということは誰も保証もしてくれないし、それが4日も5日もたてば、延びてしまったよとなったら、それこそ担当者としてはもうパニックの状態になると思うのですよ。だから、そういうようなことも含めて、今後の安心・安全のまちづくりには、いろんな専門家の人たちの知恵だとかいろいろ集めながら、そこの働く病院の人たちの知恵も集めながら、そんなこともこれからは必要になってくるのではないかなと思しますので、その点もしっかりとお願いして、一応私の質問は終わらせていただきます。

◎議長（谷津邦夫氏） 副市長。

◎副市長（西城賢策氏） 最初に、まず安全・安心ということで、いろいろ水の問題についてはおわかりいただいたのかもしれませんが、今のそのエレベーターの問題、これは先ほども教育長言いましたように、気持ちに何も変化ありませんので。私どもとしては、まず、そのために市民会館の診断をやっているわけで、耐震診断をしっかりやって、しっかりしたものにならない限りエレベーターをつけても心配ですから、そのためにやっています。今のところの話では、前のほうはほとんどガラス張りなので、非常に弱いだらうとも言われておりまして、それらについて何らかの壁を手前につくるといったような方法がないかということで、今、検討に入っています。それらをきちっとした中でエレベーター

ターということを考えたいというふうなことでございますので、何も変わっていないということだけは申し上げておいて、何とか市民会館、その後は公民館という形をきちっとくっていきたいというふうに思っております。これはもう市民の期待が大きいところですから、ぜひぜひ私どもとしてもしっかり取り組みたいと。

ただ、この場合に一つだけ言えることは、防災・減災事業債、これをしっかり国に位置づけてもらうためにぜひ御尽力いただいて、たしか公明党さんは物すごくそこに力を入れていらして、今後の経済復興については何といても防災・減災でいくべきだというお考えも強いと。私どもも全くそう思いますので、ぜひそこに力を入れていただいて、しかも愛の鐘のほうも含めて物を考えれば、やっぱりもう建設から維持の時代に入ったなど。

過日のトンネルの問題もありますけれどもあれを受けて、もう次の日には、すぐうちのほうで指示飛ばしているのですよ。もうともかく全ての橋について点検しろということをやっていますし、うち唯一、神泉隧道がトンネルとしてはありますので、そんなところも私どもの所管としてしっかり見ろということ言っています。それから、覆道もサイクリングロードにはありますから、あの辺も相当水の出るところなものですから、ちょっと心配なので点検しろと言っています。いずれにしても、ああいうものを受けてからでは、むしろ手おくれなので常日ごろからそういうものを、パトロール回っているのだから、ただ車運転しているなんてことはありませんので、あちこち見ているのですけれども、なかなか点検のポイントみたいなものを絞って、しっかり取り組んでくれというふうに私のほうから言っています。

それから、後ほど市長にも補足いただきますけれども、養豚場の問題については、少しにおいがおさまったとお感じの方が多いのかもしれません、私の感度ではおさまってきていないと思っているのです。実は2日前に、私夕方7時ごろ帰宅しましたら、私どもの家の前が物すごいにおいでした。だから、あの日は例の放射冷却がすごかった日なので、その影響も何かあるのかもしれませんが、相当なおいがありました。

かねても申し上げているように、あそこの施設はきちっと水処理施設が機能すれば、何ともない施設だというふうに専門家も言っているのですよ。それを一番最初に点検させたわけです。だから、それがやっぱりできていない。担当者がきちっといないとかというふうなことで、私どもからも道からも相当な指導を入れているのですが、どうものりくらしで余り進んでいないというのが実態です。非常に心配をしています。それで、近く何とか向こうのほうからも会ってほしいということですし、市長も当然お会いしますけれども、その際に、向こうのほうというのは地域の方々ですね、やっぱり基本的には、このままにおいするようでは、もう完全に停止してもらわなければだめだと。もう私どもは、そういうつもりです。だからそれに向けて、本当にきちっとそうやってやれるのかどうかというようなことも含めて、やっぱり道の力もおかりしたいし、私どもも相変わらず一生懸命やるということをお約束をしたいと思えます。

ちょっと市長から補足をいただきます。

◎議長（谷津邦夫氏） 市長。

◎市長（小林和男氏） 今お話ありましたように、このにおいというやつは、私の家も川に近いせいか、天気の良い晩、川霧が出るようなときには、においすごします。我々のスタンスとしては、常に言うておりますように、住民の側の目線で常に物事を考えているということです。ですから住民と一緒に、この問題については、もう根本的な対症療法だけではどうにもならない事態まで来ていますので、それをしっかりと捉えて、北海道に対してやっております。少なくとも私たちは、空知総合振興局長には何度かお会いしたときには、必ずこの問題を提起して申し上げておりますけれども、何かのりくらしという状態ですから、もう最悪の場合は来年早々やっばり政治問題化しよう、しなければ解決にならないだろうと。そんなことで、実は来週その地域の代表の方々が、私に会いたいというふうに要請してきていました。ただ、来た人がちょっと事情ができたものですから再来週に延びましたけれども、それを受けて、私たちの立場をしっかりと説明すると同時に、地域の方々と一緒に北海道に対して取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、その節は議会の皆さん方のお教えもいただかなければならない部分が今後出てくる可能性があると思っておりますけれども、その辺はひとつよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから、先ほど来、安全なまちづくりということでいろいろと御提起いただきましたけれども、決して私たちはこの場所での答弁だけではなくて、それを受けて何日もかけて、いろいろ目線を変えながら議論いたしておりますので、そういったことも含めながら、今後ともいろんな点で御指摘いただければありがたいなというふうに思っております。

精いっぱい頑張ります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） せつかく市長から、副市長からも答弁いただいた後で恐縮なのですが、やっばりこれからのまちづくりというか、いろいろと公共施設が老朽化に伴ったことあるものですから、そしてまた、去年の3・11の教訓としては、評論家だとか本当に専門家かよくわからないコンサルタントみたいな横文字みたいな言葉でもって、本物のそのような専門家の人たちの意見というのがなかなか取り入れられていなかったのかなと。三笠市にも優秀な土木技師もいれば建築の技師もいますし、また医療は医療でそれぞれの専門家の人たちの意見も取り入れた、これからも安心・安全のまちづくり、期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、齊藤議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問は全て終了しました。

◎日程第5 例月出納検査報告について（監報第4号）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の5 監報第4号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、監報第4号例月出納検査報告については、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第23号及び報告第24号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の6 報告第23号及び報告第24号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び総合常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第23号及び報告第24号については、報告済みとします。

◎日程第7 認定第1号から認定第8号までについて（委報第5号）

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の7 委報第5号認定第1号から認定第8号までについてを一括議題とします。

本件は、9月20日第3回定例会で特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会丸山委員長、登壇願います。

（決算特別委員会委員長丸山修一氏 登壇）

◎決算特別委員会委員長（丸山修一氏） さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第8号までの決算認定8件であり、以下御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委員となり審査を行っておりますので、省略させていただき、審査の結果

についてのみを御報告させていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、御報告いたします。

認定第1号平成23年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成23年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成23年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成23年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成23年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成23年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成23年度三笠市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成23年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、特段の討論もなく、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

初めに、認定第1号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号平成23年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第2号平成23年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

認定第3号平成23年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

認定第4号平成23年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

認定第5号平成23年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

認定第6号平成23年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別

委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

認定第7号平成23年度三笠市下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

最後に、認定第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

認定第8号平成23年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第8 報告第25号 訴え提起前の和解の専決処分について

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の8 報告第25号訴え提起前の和解の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 報告第25号訴え提起前の和解の専決処分について、報告申し上げます。

今回の和解は、市営住宅使用料を滞納している誠意のない居住者に対し、契約不履行が発生した場合における強制執行の法的拘束力を担保すべく、訴え提起前の和解を裁判所において成立させたものであります。

1件の金額が100万円以下の財産権上の請求に係る和解となりますので、議会の委任による専決処分事項の指定について第1項の規定により、10月4日付で専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第25条について質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第25号訴え提起前の和解の専決処分については、報告済みとします。

◎日程第9 報告第26号及び報告第27号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の9 報告第26号及び報告第27号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 報告第26号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第4回）の専決処分及び報告第27号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第5回）の専決処分について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第26号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第4回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、9月12日の大雨の影響で清住墓地1号線が崩壊し、早急に復旧する必要があることから、その災害復旧事業費等を措置するため、既定予算額90億6,029万2,000円に1,440万円を追加し、予算の総額を90億7,469万2,000円としたものであります。

まず、歳出であります。衛生費では市外の火葬場を利用することによる費用負担が生じないよう、火葬場使用料の差額など必要な経費を措置したものであります。

災害復旧費では、工事費のほか、調査測量・設計委託費を措置したものであります。

一方、歳入については、その財源として復旧事業に係る国庫支出金と市債の特定財源収入900万円を増額するほか、一般財源については前年度繰越金の一部を計上したものであり、諸般の事情から9月28日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第27号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第5回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、12月16日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることから、その選挙執行経費等について措置するため、既定予算額90億7,469万2,000円に1,099万9,000円を追加し、予算の総額を90億8,569万1,000円としたものであります。諸般の事情から11月16日に専決処分を行ったものであります。

いずれも本来であれば議会提案すべきところでありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第26号及び報告第27号について一括して報告といたしますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第26号及び報告第27号についてを一括して質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、報告第26号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第26号について、承認することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第26号平成24年度一般会計補正予算第4回の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第27号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第27号について、承認することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第27号平成24年度一般会計補正予算第5回の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第10 議案第55号から議案第61号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の10 議案第53号から議案第61号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 平成21年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、「地域の自主性及び自立性を高

めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

まず、個々の議案説明の前に、今回一括提案する条例制定等の概要について説明させていただきます。

今まで道路法や河川法等に基づく各種基準は、国が法令等で決定し、全国一律に枠にはめておりましたが、本法律の制定により、こうした義務づけ、枠づけの一部が見直され、これにかわる基準を地方自治体がみずから条例で定めることとなったことから、本件9議案に係る基準等を新たに定めるものであります。

なお、本法律制定に伴う制定条例及び一部改正する条例の施行期日は、全て平成25年4月1日であります。

それでは、議案第53号三笠市道路の構造等の技術的基準等条例の制定から議案第61号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第53号三笠市道路の構造等の技術的基準等条例の制定についてであります。本条例の制定は、道路法の改正に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるものであります。

制定の内容は、基本的には道路構造令で定める基準を準用しておりますが、自転車または歩行者の交通の状況を考慮して路肩の幅員を定めることができる規定を追加する等、三笠市独自の基準を新たに定めるものであります。

次に、議案第54号三笠市高齢者、障害者等の移動等円滑化のための道路構造の基準条例の制定についてであります。本条例の制定は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、市道の構造に関する基準を定めるものであります。

制定の内容は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定める基準を準用しておりますが、立体横断施設または路面電車停留所等、本市に存在しない施設等に係る基準については省略するものであります。

次に、議案第55号三笠市準用河川管理施設等の構造の技術的基準条例の制定についてであります。本条例の制定は、河川法の改正に伴い、準用河川の構造の技術的基準に関する基準を定めるものであります。

制定の内容は、河川管理施設等構造令で定める基準を準用しておりますが、本市が設置しているダムまたは高規格堤防等、本市に存在しない施設等に係る基準については省略するものであります。

次に、議案第56号三笠市市営住宅等整備基準条例の制定についてであります。本条例の制定は、公営住宅法の改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備基準を定めるものであります。

制定の内容は、公営住宅等整備基準で定める基準を準用しており、住宅整備に当たっての基本理念、位置の選定及び安全基準等を定めるものであります。

次に、議案第57号三笠市水道事業布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技

術管理者資格基準条例の制定についてであります。本条例の制定は、水道法の改正に伴い、水道事業の布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者資格基準を定めるものであります。

制定の内容は、水道法施行令で定める基準を準用し、布設工事監督者を配置する工事の基準、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定めるものであります。

次に、議案第58号三笠市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等条例の制定についてであります。本条例の制定は、下水道法の改正に伴い、公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定めるものであります。

制定の内容は、下水道法施行令で定める基準を準用し、排水施設及び処理施設に関する構造の技術上の基準等を定めるものであります。

次に、議案第59号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準を定めるものであります。

改正の内容は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める基準を準用し、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準を定めるものであります。

次に、議案第60号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定であります。今回の改正は、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、都市公園の配置及び規模の技術的基準及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるとともに、岡山子ども広場を都市公園として設置することに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、都市公園法施行令で定める基準を準用し、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を定めるとともに、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令で定める基準を準用し、特定公園施設の設置基準を定めるほか、都市公園に岡山子ども広場を追加するものであります。

岡山子ども広場の設置に係る施行期日は、平成25年1月1日であります。

次に、議案第61号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、公営住宅法の改正に伴い、市営住宅における入居者の資格等を定めるとともに、市営住宅の除去に伴う規定の整備、その他文言整理を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、基本的に公営住宅法施行令で定める入居基準を準用しておりますが、老人や障害者、若者世帯等の居住の安定を図る必要のある世帯については、収入基準額を限度額である25万9,000円にまで引き上げる等、三笠市独自の基準を新たに定めるものであります。

市営住宅の除却に係る施行期日は、平成25年4月1日であります。

以上、議案第53号から議案第61号まで一括して提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第53号から報告議案第61号までについて、一括して質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第61号までについては、総合常任委員会に付託します。

◎日程第11 議案第62号及び議案第63号について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の11 議案第62号及び議案第63号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第62号三笠市証明等事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定及び議案第63号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第62号三笠市証明等事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改定は、平成21年7月の使用料及び手数料の料率改定から3年が経過し、市民負担の公平性と適切な受益者負担となる使用料率に改める必要から改正するものであります。

使用料及び手数料の見直しに当たっては、基本的な考え方として施設等の性格を考慮し、特定の者が使用する施設または独立採算性を維持すべき施設については、建設費及び施設管理費などの施設に係る経費を総原価とし、不特定多数の者が使用するものあるいは観光、教育の振興または福祉等の施設については、建設費、維持補修費の50%を租税で負担する総原価として算定するものであります。

また、使用料及び手数料が法令で定められているもの及び法令等を参考に使用料及び手数料率を定めるものについては、法令または近隣自治体等を参考に改めるものであります。

以上の考え方により算定し、現行使用料と比較して基礎数値が5%以上の格差のある使用料については引き上げ率20%をめどに負担対象者の状況を勘案して設定し、以下原価による基礎数値の割合により段階的に見直したものであります。その結果、使用料については、改定するものが7件、改定しないものは33件、手数料については、現行の項目を改定するものが1件、新たに追加する項目が1件、現行の項目を削除するものが2件、改定しないものは69件、利用料等については、改定するものが6件、改正しないものが5

件で、今回の引き上げ影響額を273万円と見込むものであります。

また、集会施設について、各施設の収支を明確にするため、市または執行機関が主催、共催する場合における使用料の減免規定を見直しまたは廃止するものであります。

改定の内容は、使用料等の項目及び額等について三笠市証明等事務手数料条例ほか11条例を一括して整備を行うものであります。

施行期日は、平成25年4月1日であります。

次に、議案第63号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部改正に準じて必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を新たに使用料の特例対象者に追加するものであります。

施行期日は、平成25年1月1日であります。

以上、議案第62号及び議案第63号について一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、議案第62号及び議案第63号について、一括して質疑に入ります。

質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第62号及び議案第63号については、総合常任委員会に付託します。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時07分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩を解きます。

**◎日程第12 議案第64号 三笠市過疎地域自立促進市町村
計画の一部変更について**

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の12 議案第64号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第64号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案説明申し上げます。

今回の変更は、平成24年において市民会館整備事業を実施するに当たり、財源として有利な過疎債を適用することと市立三笠高等学校関連施設整備事業を過疎計画に登載することに伴い、現計画の一部変更が必要なため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、議案第64号について、質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第64号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、総合常任委員会に付託します。

◎日程第13 議案第65号から議案第70号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の13 議案第65号から議案第70号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第65号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第6回）から議案第70号平成24年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第65号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第6回）についてですが、今回の補正は、既定予算額90億8,569万1,000円に6,689万5,000円を追加し、予算の総額を91億5,258万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では町内会館の修繕を行うための補助金を措置するほか、土地開発公社の健全化方針による用地取得として、美園住宅団地用地等の取得費を措置するものであります。また、公債費負担適正化計画に基づく減債基金への積み立てと指定寄附による目的基金への積み立てを措置するほか、今回の補正で発生する一般財源の余剰分について備荒資金組合へ超過納付するものであります。

民生費では、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る各種給付費について、利用者の増加に伴い増額をするほか、子どものための手当から児童手当への名称変更による整理及び対象者の増加に伴い増額するものであります。

また、市民会館冷房設備の故障に伴う修繕費用を措置するほか、保育所負担金納付者の所得増などに伴い、保育所負担金助成事業費を増額するものであります。

衛生費では、唐松共同浴場のボイラー改修工事において修繕箇所が増加したことに伴い、整備費を増額措置するほか、経営悪化により廃業が懸念される公衆浴場を支援し、住民の公衆衛生の確保を図るため、公衆浴場運営補助金を増額措置するものであります。

商工費では、土地開発公社の健全化方針による用地取得として、第2工業団地公共施設用地取得費を措置するものであります。

消防費では、市内に設置している消火栓配管からの漏水による補修費を措置するものであります。

教育費では、落雷により損傷した教育センターの地絡保護継電器の補修費を措置するほか、平成25年4月に肢体不自由障害を持つ生徒が三笠中学校に入学することにより、就学に必要な備品購入費を措置するものであります。

また、三笠高校において、製菓コースの実習環境充実を目的に平成25年度の整備を予定している製菓実習室の実施設計委託費及び入寮生の増加に伴い、増築が必要な寄宿舎の実施設計委託費を措置するほか、生徒用の机などの学校備品整備費を措置するものであります。

職員費では、人事異動に伴い、職員給与費を減額整理するものであります。

その他、各款にわたり、事業費等の執行に伴う予算整理を行うものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る財源のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正や事業費整理に伴う市債などを予算整理し、歳出関連の特定財源1,761万1,000円を増額するほか、一般財源については臨時財政対策債の増額分や前年度繰越金の一部などを計上するものであります。

債務負担行為の補正については、平成25年4月から移行開始を予定している総合行政システム借り上げ料と高齢者バス利用助成事業について、円滑な実施ができるよう早期に取り組む必要があることから追加するものであります。

地方債の補正については、過疎債ソフト事業分などを追加するほか、対象事業の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第66号平成24年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、既定予算額19億5,207万8,000円に2,510万円を追加し、予算の総額を19億7,717万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。一般被保険者療養給付費、退職被保険者療養給付費及び退職被保険者高額療養費の増に伴い、保険給付費を増額措置するものであります。

一方、歳入であります。療養給付費等負担金、財政調整交付金、療養給付費等交付金及び平成23年度一般会計繰入金の精算に伴う繰入金を増額するとともに、国民健康保険基金の取り崩しを増額補正するものであります。

次に、議案第67号平成24年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、既定予算額14億4,500万6,000円に939万1,000円を追加し、予算の総額を14億5,439万7,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費及び地域支援事業費の予算整理を行うとともに、保険給付費では各サービス費の所要見込み額の整理を行うものであります。

一方、歳入については、総務費及び地域支援事業費の特定財源として、国・道支出金などを減額措置するとともに、北海道介護保険財政安定化基金からの交付金を増額補正するものであります。

次に、議案第68号平成24年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてありますが、まず収益的収入支出について、収益的収入では、業務用使用水量の増に伴い給水収益を増額措置するほか、一般会計補助金及び下水道負担金を減額措置し、収益的収入の総額を3億1,844万3,000円とするものであります。

一方、収益的支出では、原水及び浄水費等を増額するとともに、人事異動に伴う職員給与等を予算整理により減額し、収益的支出の総額を2億9,308万6,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は、2,535万7,000円の利益になる予定であります。

また、資本的収入支出であります。資本的収入については、建設改良費の整理に伴い企業債を減額するものであります。

一方、資本的支出については、入札執行により建設改良費全般を減額整理するとともに、資本的支出の総額を2億2,772万4,000円とするものであります。

その結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は1億4,472万4,000円となり、これに伴う補填財源として当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、企業債については、歳入補正に係る限度額の整理を行うものであります。

次に、議案第69号平成24年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）についてありますが、まず収益的収入支出について、収益的収入では使用水量の増加により下水道使用料等を増額するほか、他会計補助金、雑収益を減額するものであり、収益的収入の総額を5億1,623万5,000円とするものであります。

一方、収益的支出では、人事異動に伴う職員給与費等の整理により総係費を減額するほか、管渠費、処理場費等を予算整理により減額するものであり、収益的支出の総額を5億1,165万1,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は458万4,000円の利益となる予定であります。

また、資本的収入支出であります。資本的収入については受益者負担金を増額するほか、一般会計出資金を増額し、資本的収入の総額を2億6,359万9,000円とするものであります。

一方、資本的支出については、建設改良費を増額し、資本的支出の総額を5億1,386万4,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は2億5,026万5,000円となり、これに伴う補填財源として当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

最後に、議案第70号平成24年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、経常費における予算整理を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入において患者数の減少に伴い入院収益及び外来収益を減額することにより、収入総額を21億9,526万8,000円とするものであります。

一方、支出については、患者数の減少に伴い材料費を整理するとともに、給与費、経費、研究研修費、支払い利息及び院内保育費用の整理で減額することにより、支出総額を22億9,061万円とするものであります。

この結果、9,534万2,000円の経常損失が生じる見込みであります。

次に、資本的支出ですが、看護師修学資金貸付金及び企業債償還金を整理するものであります。

以上、議案第65号から議案第70号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、議案第65号から議案第70号までについて、一括して質疑を受けます。

質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第70号までについては、総合常任委員会に付託します。

◎日程第14 議案第71号 三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の14 議案第71号三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第71号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市職員懲戒審査委員会委員として、市の職員から任命していた北山一幸委員の退職に伴い、後任者として松本哲宜氏を任命するため、地方自治法施行規程第17条第3項の

規定により、議会の同意を求めるものであります。

松本哲宜氏は、昭和29年1月26日生まれの58歳、住所は三笠市本郷町650番地4、職名は総務福祉部長であります。

三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第71号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第71号三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の15 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されています人権擁護委員細川良昭氏の平成25年3月31日付任期満了に伴い、後任候補者について引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

細川良昭氏は、昭和20年1月8日生まれで67歳、住所は三笠市宮本町480番地の39であります。

同氏は、三笠市職員として勤められ、三笠振興開発株式会社代表取締役を歴任し、平成22年4月1日から人権擁護委員に委嘱されており、人格、識見等から人権擁護委員として適任であると考えますので、御答申くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案について討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、推薦に可とすることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（谷津邦夫氏） 休会について、お諮りします。

議事の都合により、12月14日から12月20日まで7日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

12月14日から12月20日まで7日間、休会することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員